

〔論 説〕

ロールズの財産所有制民主主義についての一考察
—政治的平等・自尊心・嫉み—

魚 躬 正 明

1. はじめに
2. 財産所有制民主主義の制度と理念
3. 平等の理由と人格の構想
4. 政治的平等の価値
5. 安定性と嫉みの問題
6. おわりに—いくつかの批判と課題

平等とは、万人に同様の敬意と配慮が払われるべきとする認知のうちに、制度習俗がひろく有効かつ具体的に表明した公的認知のうちに存する。敬意はあるがままの人間に払われるべきであり、敬意に程度の差はない。したがって、個々の人間のあいだに避けがたく存在する差異が、敬意の程度における差異を含意してはならない。

[ヴェイユ 2010 : 上 27 頁]

1. はじめに

本稿の目的は、ジョン・ロールズが福祉国家に代わるものとして提示した財産所有制民主主義 (property-owning democracy) の検討——とりわけ社会的・経済的不平等と福祉給付のあり方が、市民間の政治的平等と市民のもつ自尊心 (self-respect) や嫉み (envy) などの感情に対して、どのような含意をもつか——を通して、それが福祉国家に対してどのような規範的優位性をもつかを考察

することである。

なぜ政治的平等、自尊心、嫉みに着目するのか。まず自尊心と嫉みについては、社会的・経済的不平等の存在や福祉給付のあり方は、場合によっては市民の自尊心を損ない、嫉みの感情を生み出すことがあるからである。不平等や福祉は、たんに物質的なものにかかわるだけではなく、市民が自分自身を社会の一員としてどのように見なすかという点においても重要な意味をもつ。自尊心が損なわれ嫉みが生じるのはどのような時か、ロールズが立憲政体の安定性(stability)という観点からこの問題にどう取り組んだかを検討する。また、なぜ政治的平等に着目するかというと、社会的・経済的不平等と政治的不平等との間には「民主的手続きに影響力をおよぼし、不正義を永続させ、あるいは特権を維持させる、強化される傾向をもつ循環」が存在しているからである[Young 2000: 17]¹。政治的不平等の拡大は、それ自体が民主主義にとって危険で警戒すべきものであることに加えて、政治的な支配力が一部の者に集中することは、社会的・経済的不平等のさらなる拡大と持続をもたらしかねない²。ロールズも政治的平等の危機を憂慮していた。ただロールズは、同一の影響力という意味での政治的平等を擁護しているわけではないし、それが可能だとも、また望ましいとさえ考えていない。提案された政策的処方箋もよく知られた穏健なものである。しかしそれは、ロールズが政治的平等の価値を低く見積もっていたことを意味しない。政治的諸自由は他の諸自由と違った特別な仕方であられており、たとえ市民間の社会的・経済的不平等が(そうなる前に対策がされるべきなのだが)途方もなく拡大したとしても、政治的諸自由の公正な価値——彼の言う政治的平等——はすべての市民に保証されなくてはならないと考

¹ 以下、ロールズの著作からの引用は[略号: 原著/邦訳頁]の順、他の著作からの引用は[著者名、出版年: 原著/邦訳頁]の順で表示した。なお訳文は統一の必要等から適宜変更してある。

² 次の指摘も参照。「民主主義における政治的支配力の原理的平等性と、資本主義における経済資源の支配力の原理的不平等性とは、事実上両立しがたい。経済的不平等が個人や集団に対して政治的支配力の不平等をもたらすからである。このような資本主義と民主主義との関係は、一方で、政治に対する経済的利益の浸透、他方で経済に対する政治的支配の浸透によって形成される」[塩野谷 2002: 212 頁]。

えられているのである³。

以上の諸論点を論じるために、まず第二節において、財産所有制民主主義の諸制度とその基底にある理念を検討する。ロールズは、福祉給付のあり方や社会的・経済的不平等がどのように規制されるべきか、その理由を重視する。ここで重要な役割を担うのが格差原理 (the difference principle) である⁴。ロールズは「格差原理の射程と趣旨を余すところなく見極める (to see the full force) ためには、福祉国家ではなく、財産所有制民主主義 (あるいはリベラルな社会主義)⁵ という制度上の脈絡においてこの原理を理解しなければならない」と述べている [改訂版: xv/邦訳 xviii 頁]。本稿はロールズ格差原理の重要性に改めて光を当てるものである。なぜ格差原理は福祉国家の文脈において理解されてはならないのか。おそらく『正義論』が登場した時、それが福祉国家の哲学的正当化を企てたものであると理解されたからであろう [Kymlicka 2002: 88/邦訳 128-9 頁]⁶。ロールズの用いた原初状態、無知のヴェール、マキシミン・ルールといった理論装置や、不平等は「最も不利な状況にある人びとの期待便益を最大に高める」限りで許容されるという格差原理の要請は、政治哲学者だけではなく、分配問題に関心をもつ経済学者たちからも関心を呼んだ⁷。しかし、格

³ 本稿では、政治的平等は実現可能な目標なのか、どのような政治的平等が望ましいかといった問題は扱わない。政治的平等をめぐる諸議論については [Dahl 2006] を参照されたい。ダールは政治的平等を拡大する方法として、経済における民主主義の拡大の可能性を論じている [Dahl 1985]。財産所有制民主主義における企業内民主主義の可能性については本稿の最後で触れる。

⁴ 『政治的リベラリズム』(1993) では格差原理についてはあまり論じていない。そのため、“ロールズは格差原理を捨てた”と解釈する者もいる。しかし、ロールズはあるエッセイのなかで、きっぱりと怒りさえ込めながら否定している。「もしも、格差原理ほど中心的なものを取り下げていたなら、私はそれを告白していたはずだと思いたい」 [Daniels 1996: 153-4]。

⁵ リベラルな社会主義については本稿第二節の註を参照。

⁶ 例えば C・B・マクファーソンは、ロールズが提示した社会のモデルは「本質的には自由民主主義的で資本主義的な福祉国家なのである」と断定している [Macpherson 1973: 88/邦訳 149 頁]。また、G・ドッペルトは、ロールズの理論的特質を的確に理解しているにも関わらず、やはりそれは「改良された自由民主主義に基づく福祉国家的な資本主義」のモデルであると見なしている [Doppelt 1990: 47/邦訳 74 頁]。

⁷ 『正義論』(1971 年) が執筆されたのは、アメリカでは公民権運動やベトナム反戦運動によって、その建国の理念が厳しく問い直されていたときであり、また自由民主

差原理を経済学的な枠組みにおいて理解し、定式化した場合には「いかなる規範的観点も形骸化される（その意図を実現できない）おそれ」がある〔セン・後藤 2008：272-3 頁〕。その結果、彼をその最大の論敵である功利主義と同じ土俵に立たせることになってしまう⁸。ロールズは、格差原理が「互惠性（reciprocity）」を表していることを繰り返し強調しており、その意味を正確にとらえない限り、ロールズの財産所有制民主主義と、彼が批判する福祉国家やその哲学的基盤と見なされている功利主義との違いは十分に理解できない。

これまでロールズの財産所有制民主主義そのものは、その意義は認められながらも、主題としてはあまり論じられてこなかったと言える⁹。しかし、より望ましい社会保障のあり方、また政治社会の一員としての市民はどのような存在として扱われるべきかを考える上で、財産所有制民主主義は重要な意義をもつことを本稿では示したい¹⁰。

主義諸国においては経済成長および福祉国家の行き詰まりが露わになってきていた。『正義論』刊行と同じ年のアメリカ経済学会において、ケインズの弟子 J・ロビンソンは次のように語っている。「要するに、分配の理論がいまだ存在しないということです。なによりも経済学が啓蒙しようとしている人びとの心を占める問題について、私たち経済学者は何も言えないのです」〔川本 1997：162 頁〕。

⁸ このような解釈・誤解がロールズに原因がなかったとは言えない。格差原理のさまざまな解釈は〔盛山 2006：118-34 頁〕に整理されている。盛山は、批判者たちがロールズによるマキシミン・ルールの用法を誤解していたこと等を指摘しているが、ロールズが、格差原理の意味する平等が、何の、どういう平等であるのか曖昧にしていたため、その意味が多様に解釈されてしまった、と誤解の原因をある程度ロールズに帰している。ロールズは一貫して、経済学者、功利主義者との理論的枠組みの違いを強調しているが、『正義論』では、正義の二原理の導出をマキシミン・ルールに依拠した（一意的な）合理的選択問題として考えていたように読める。この点については〔Barry 1989：226〕を参照。

⁹ その理由としては、分配されるべき「もの」は何かをめぐら問題や、財産所有制民主主義と同様の目的をもつステーク・ホルディングの議論に力点がおかれがちであったことがあげられる〔大澤 2010〕を参照。財産所有制民主主義を、特にその課税論に注目して論じたものに〔伊藤 2002：第 6 章〕がある。

¹⁰ 塩野谷祐一は、財産所有制民主主義を「人間の能力を開発し、優れた活動を生み出すようなポジティブな社会保障」の可能性を提起するものとして評価する〔塩野谷他編 2004：50-2 頁〕。ポジティブな社会保障については〔塩野谷 2002：第 6・7 章〕を参照。またエスピノーアンデルセンは、EU の社会保障制度の将来を論じる文脈で、社会的排除との闘争に取り組み、「すべての人のよりよいライフ・チャンス」を最大限に実現しようとするならば、「ロールズの原理」を採用する必要があるとしており示唆に富む〔エスピノーアンデルセン 2001：43-8 頁、強調は著者による〕。

2. 財産所有制民主主義の制度と理念

2.1 所有と富、権力の分散

ロールズは、晩年の著作『公正としての正義：再説』（2001年、以下『再説』）において、『正義論』第二部「諸制度」で正義の二原理を実現する制度構想として提示した財産所有制民主主義を、福祉国家とは明確に区別して論じるようになった¹¹。正義の二原理の記述は基本的に維持されている。

- (a) 各人は、平等な基本的諸自由からなる十分適切な枠組み (a fully adequate scheme) への同一の侵すことのできない請求権をもっており、しかも、その枠組みは、諸自由からなる全員にとって同一の枠組みと両立するものである。
- (b) 社会的・経済的不平等は、次の二つの条件を充たさなければならない。第一に、社会的・経済的不平等が、機会の公正な平等という条件のもとで全員に開かれた職務と地位に伴うものであるということ。第二に、社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況 (the least advantaged) にある構成員にとって最大の利益になるということ (格差原理) [JF:42-3/邦訳 75 頁]。

第一原理の平等な自由原理については第四節で検討する。ここでは、同一の自由への同一の請求権と、第一原理を第二原理に優先させることでロールズが意図したことは、自由それ自体に優先権を与えることではなく、基本的諸自由の「特殊な憲法的保障」を達成することにあつたということを指摘しておく

¹¹ 財産所有制民主主義の名称は経済学者の J・E・ミード [Meade 1964] の章題から借用したものである。ロールズにとってミードは、「経済学の師」と言えるほど大きな影響力を与えている [Barry 1989:394]。逆にロールズからミードへの影響は [Meade 1975] に顕著である。そこでは本節で検討した生まれつきの才能がもたらす格差を規制するための諸政策について論じており、ロールズの財産所有制民主主義の具体的な制度を考える上で参考になる。ミード本人もロールズに触発されたことを認めている [Meade 1976:10]。福祉国家との区別は、[Gutmann(ed.) 1988:ch.4] の議論にその多くを負っている。

[JF: 45/邦訳 78 頁]。第二原理は文体表現上の変更がされただけで、格差原理はそのまま維持されている。

福祉国家と財産所有制民主主義の違いについて検討していこう¹²。ロールズは、いわゆる福祉国家を「資本主義的福祉国家 (capitalist welfare state)」あるいは「福祉国家型資本主義 (welfare state capitalism)」と呼ぶ。それは政治的諸価値 (平等な基本的・市民的諸自由、機会の公正な平等、経済的互惠性、自尊の社会的基盤など)¹³を実現できない。財産所有制民主主義は、そのような資本主義に代わる選択肢になると主張されている [JF: 135/邦訳 241 頁]。二つの構想の目標の違いは、『正義論』改訂版 (1999 年) の序文においてその異同が簡明に述べられている。

両方の理念はまったく異なっているのだけれども、どちらも生産に関わる資産の私的所有を許容するがゆえに、両者が本質的に同じものだと見誤る可能性がないわけではない。財産所有制民主主義の後ろ盾となる諸制度およびそのもとの (作動可能な) 競争市場システムとは、富と資本の所有権の分散を図り、そうして社会の一部が経済を支配し間接的に政治生活そのものを牛耳るという事態を防ごうとする。福祉国家との主要な相違のひとつがこれである [改訂版: xiv/邦訳 xvii 頁]。

両制度の背後にある「理念」の違いとは何か。ロールズによれば、福祉国家型資本主義における「福祉給付はかなり気前よく、基本的ニーズをカバーする

¹² 福祉国家型資本主義以外に比較されている政体は、自由放任型資本主義、国家社会主義、リベラルな社会主義である。リベラルな社会主義も立憲的民主主義と自由競争の市場システムを伴っており、正義の二原理を実現できる政体とされる [JF: 138-9/邦訳 246-7 頁]。[JF: 第 52 節] やマルクス講義も参照。またロールズはその諸制度について [Roemer 1994] の社会主義的制度構想を参照するよう指示している。ロールズは、マルクスおよび社会主義思想を依然として重要なものと考えている [LHPP: 323/邦訳 578-9 頁]。

¹³ ロールズは、これらの諸価値はたやすく凌駕されない偉大なものであり、「われわれの存在のまさに土台 (the very groundwork of our existence)」(J・S・ミルの言葉) であるとしている [JF: 189/邦訳 334 頁]。

まずまずの社会的ミニマム」が保障される [JF: 138/邦訳 245 頁]。しかしそのミニマムの水準とは、ほどほどの生活のための「共通の人的ニーズ」をカバーするだけであり、市民の「道徳的感受性 (moral sensibility)」にとって魅力的なものではない。[JF: 128-9/邦訳 226-7 頁]¹⁴。つまり、自分が政治社会の一員として尊重されているという感覚を支え、育むようなニーズではないのである。また福祉国家型資本主義は、生産用資産と天然資源の所有における大きな不平等を許容するため、経済における支配力が、政治生活の支配力につながるのを防ぐことができない¹⁵。そのため、政治的諸自由の公正な価値は拒否されている。機会の平等についても、実現のための政策は積極的に採られていない。社会的・経済的不平等がどれだけ大きくなろうとも、社会的ミニマムの保障をした以上、格差の程度は考慮されない。不平等を規制する互惠性の原理、すなわち相互の有利化を表わす格差原理は認められていない[JF: 137-8/邦訳 245 頁]。

ロールズは、両政体における福祉給付の位置づけの違いを強調する。福祉国家型資本主義の社会的ミニマムは、「各期の終わり」に再分配することで給付される。そのような福祉給付はそれに依存する人びとを生み出すが、依存状態か

¹⁴ ロールズは、福祉国家型資本主義が保障するミニマムを、彼の論敵である功利主義の一形態である「制限つき効用原理」が保障するミニマムと同じものとしている。そのミニマムとは、最も不利な状況の人びとを暴力的反抗にかき立てるほど劣悪なものではないが、自分は政治社会の一員であり、その公共的政治文化が自分にとって意義あるものであると感じさせるものではない。制限つき効用原理が保障するミニマムへの反対根拠については [JF: 126-30/邦訳 223-9 頁] を参照されたい。

¹⁵ B・バリーは、ロールズにおける私有財産権の位置づけに、自由主義理論の重要な変化を見る。「ロールズは、私的所有権を、自由主義の教説の本質的な要素と見るのではなく、むしろ生産、配分、交換の手段として、ひとつの偶然的な事柄と見なすことで、それらから自由主義の重要な諸特徴を切り離したのである。そして、配分の原理を導入して、いくつかの事実上の仮定を設けて、自由主義は適切に解釈されるなら、平等主義的含意をもち得ることを示したのである」 [Barry 1973: 166]。

ロールズは、次の二つの財産権を基本的権利としない。(1) 天然資源と生産手段一般における私有財産権—その取得と遺贈の権利も含まれる。(2) 社会的に所有された生産手段と天然資源への支配に平等に参加する権利 [JF: 114/邦訳 201 頁]。リベタリアン的な私有財産権と、社会主義が求める公的所有は、原理の選択において排除されている。それらは歴史的・社会的な条件に依存した問題であり、財産権の具体的内容は立法段階で決められる。ロールズは、住居や私有地など一定の不動産は、個人の独立と自尊心のために必須であるとしている [JF: 114n/邦訳 378 頁]。

ら脱却させるための「背景的正義 (background justice)」¹⁶が欠けているため、人びとは次第に社会の正統な一員であるという感覚をもつことができなくなる。ロールズは、福祉国家および功利主義の保障するミニマムがもつ政治的含意について次のように述べている。

その構成員の多くが慢性的に福祉に依存するような、挫折し、意気消沈した下層階級 (the under class) が育つかもしいない。この下層階級は、放ったらかしにされている (left out) と感じ、公共的政治文化に参加しない [JF: 140/邦訳 249 頁]。

われわれは、政治社会から離れてゆき、われわれの社会的世界 (social world) のなかに退却する。われわれはのけ者にされている (left out) と感じ、孤立して世をすねてしまい (withdrawn and cynical)、自分の思考と行動において生涯にわたって正義原理を肯定することができない [JF: 128/邦訳 226 頁]。

福祉国家型資本主義を記述するロールズの念頭にあったのは、アメリカ型の福祉国家であると思われる¹⁷。福祉給付に依存する下層階級は怠け者と見なされがちであり、彼らは社会の一員としての有意義な役割を見出しえない。そのような人びとの自尊心は傷つけられている¹⁸。ロールズは、自尊心そのもので

¹⁶ 例えばそのような背景的正義の一例として、機会の公正な平等が要求する教育制度などがあげられる。機会の平等の実現と教育の関係については [宮寺 2006 : 第 3 章] を参照。

¹⁷ [渡辺 2007 : 183 頁]、[宮本編 2010 : 171-203 頁] を参照。宮本によれば、職業訓練や生涯学習を通じて「翼の保障」を志向するスウェーデン型の福祉国家が、財産所有制民主主義と重なる部分があるとされている。

¹⁸ 下層階級は、危険で過酷な、また単調で退屈な仕事を引き受ける労働力として、現代社会にとって不可欠なものとなっている。そのため、「不愉快なことではあるが」、彼らに従属的な地位にとどめる必要が生じる [ガルブレイス 1992 : 第 3 章]。近年、福祉国家を論じる際の重要なキー・ワードに「社会的排除 (social exclusion)」がある。それは貧困を意味するだけでなく、社会関係からはじき出されている状態でもある。

はないが、それを抱くことを可能にするような「自尊の社会的基盤 (social basis of self respect)」を、基本的な諸自由・権利と同様に最も重要な「社会的基本財 (social primary goods)」だと考えている¹⁹。それは「市民が自分の人格としての価値について、生き生きとした感覚をもち、各自の目的を自信をもって推進するため」に不可欠とされる社会制度がもつべきさまざまな側面のことである [JF: 58-9/邦訳 101 頁]²⁰。また自尊心は、他者との関係において充たされるものであり、市民が互いをどのような存在として見なすかということと深く結びついている [TJ: 443 ; 改訂版 : 388/邦訳 581 頁]。

福祉国家型資本主義とは対照的に、財産所有制民主主義は自尊心を損なうような福祉給付を行わない。社会的ミニマムを各期の終わりに再分配する (必要な時はしなくてはならないのだが) ことではなく、第一原理と機会の公正な平等を背景として、「各期のはじめに」、生産用資産などの物的資本と教育・訓練を受けた諸能力と技能である人的資本 (human capital) を人びとに広く「分配」することに重きをおく [JF: 139-40/邦訳 248-9 頁]。注目すべきことに、ロールズは、格差原理ではなく先行する原理によって相当程度の平等が実現されると考えており、その分配効果を強調している。

R・ウィルキンソンは、社会的排除の状態にある人びとが社会的地位の低さを自覚しているとき、不安や自己嫌悪、恥辱といった感情を抱くと指摘している。そのような人びとは肉体的・精神的に不健康な状態にある [Wilkinson : 2005]。下層階級と社会的排除は、言説上密接な関係にあり、とくに 1980 年代以降新たな形で登場してきた [Byrne 2005] を参照。

¹⁹ よく知られているように基本財概念は、A・センによって、ロールズは (健全者と障害者など) 人びとの間にある財の変換能力の差を考慮しておらず、「物神崇拜」に陥っていると批判された [Sen 1982]。センは、ロールズが重度の障害をもった人びとを無視しているわけではなく、まずはすべての市民が社会的協働の十全な参加者であると仮定して、難しい問題を「後回し」にしているだけであった、と再録に際して当初の誤解を謝っている。しかし、「実質的な [正義の] 理論が障害者の問題をうまく後回しにできるはずがない」とすぐさま付け加えて、ロールズの議論においてそのような難しい事例が中心的な地位を占めていないことに不満を述べている。[Sen 1992 : ch.5] も参照。本稿では、基本財概念がもつ問題については検討できない。センに対するロールズの応答は、『再説』第 51 節を参照。

²⁰ ロールズは、個人が自尊心を抱くことや、目的を達成することで感じる幸福については、社会がその達成・充足について責任をもつとは考えていない、との指摘は [Roemer 1996 : ch.5] を参照。

格差原理に優先する諸原理からの諸要求は、分配上重要な効果をもっている。例えば、機会の公正な平等が教育に適用される場合の効果や、政治的諸自由の公正な平等がもつ分配上の効果について考えてみられたい〔JF: 46n/邦訳 366 頁〕²¹。

機会の公正な平等は「リベラルな平等」を実現するとされているが、それは人が生まれ落ちる階層・環境などの社会的偶然性 (social contingencies) の影響を緩和、除去しようとするものであり、極めてラディカルな含意をもっている。『正義論』においてこの原理は、職業や社会的地位が形式的に開かれているだけでなく、そうした「公正な機会が全員に与えられていること」を意味していた。『再説』ではその意味が次のように敷衍されている。

才能と能力に関し同一水準で、しかも、それらの天賦の才 (gifts) を利用しようという意欲 (willingness) の点でも同一である人びとには、出身階層、つまり自分が生まれ、分別のある大人になるまですごした社会階層のいかにかわらず、同一の成功の見込みが与えられてしかるべきだということ。同様の才能とやる気をもっている人には、社会のどの部分に属そうと、その育成とその結果についてはほぼ同一の見込みが与えられるべきだということ〔JF: 43-4/邦訳 77 頁〕。

しかし、ロールズは、機会の公正な平等でも十分としない。格差原理によって、「民主的平等 (democratic equality)」が実現されなくてはならない。その基底にある理念については本節後半で論じる。ロールズは、先行する原理が充た

²¹ この点について P・ヴァン・パリースは、ロールズの「機会の公正な平等」が、「それ〔機会の平等化〕は与えられた才能のみに限定されないというだけでなく、ジョブやその他のレントを人びとの賦与の一部と見なすことによって、一般的には機会よりもむしろ帰結の側にあると思われているものの大部分にまで及ぶのである」〔Van Parijs 1995 : 282n/邦訳 276 頁〕としているが、これは正しい。

されているのなら、格差原理は「比例的な所得税が免除される所得水準を上下に調節する」ことで大まかに充たすことができるとしている。また累進課税が全く必要ない可能性さえあるという [JF: 160-2/邦訳 282-4 頁]。このように言うのは、格差原理はすべての経済取引や政策問題に介入する恐れがあるとの批判を意識しているからだと思われる²²。ロールズは、機会の公正な平等が充たされているなら経済活動への恒常的・個別的な介入は必要ないとして、格差原理への批判に反論している。格差原理は、先行する諸原理では解決できない所有と富の著しい不平等が存在していないかぎり、特定の政策を常に要求するものではない。また格差原理は、憲法にその充足が明記されるものではない。経済の動きに関する理解が必要とされるものであるからである。「この原理は、(合衆国憲法の場合のように) 法的効力を欠いた前文のなかで、社会の政治的希求 (political aspirations) の一つとして取り入れられるかもしれない」 [JF: 162/邦訳 284 頁]。格差原理は、平等化を促進するために再分配を行うよう求める原理としてのみ理解されてはならない。本節後半で確認するように、格差原理は、社会的協働を統制する理念として、また社会の構成員たちが、その才能・能力を互いの便益を尊重し、高める形で使うことに合意することを表しているのである。

ともあれ財産所有制民主主義は、福祉国家が事後的な救済に重きをおくのに対して、その必要がないように背景的諸制度を設計する。その狙いは、事故や病気、景気変動などによって、不運にも敗北した人びとを手助けすることではなく²³、むしろ、「適正な程度の社会的経済的平等を足場にして自分自身のことは自分で何とかできる (to manage their own affairs) 立場にすべての市民をおくということである」 [JF: 139/邦訳 248 頁]。

財産所有制民主主義を実現する正義原理の目標とは、「自由で平等なもの」と

²² このような批判の代表は [Nozick 1974] である。

²³ 「公正としての正義は、市民の人生の見込み—全生涯にわたる見込み—に関する不平等に焦点を合わせる」。それは三つの偶然の事柄、(1) 出身社会階層、(2) 生まれつきの才能、それを発達させる機会、(3) 運・不運との巡りあわせ (事故・病気、非自発的失業や地域的不況に遭うこと) に影響される [JF: 55-6/邦訳 95-6 頁]。

なされた市民間の公正な協働システムとしての社会」という観念を実現することである。そのために、市民たちが「平等の足場で (on a footing of equality)」社会的協働に参加していくことができるよう、十分な生産手段を初めから市民各自の手に握らせなければならない。また所有と富の分散は、政治権力の集中を防ぐことにも寄与する。この点については、ミードの方がより明確に述べている。

私有財産の個人的所有が広く行きわたっていることで達成できている行動の独立性 (the independence of action)、権力の分権化 (the decentralization of power)。…すべての健全な市民が、労働者であり資産所有者であり、かつ所得や資産について現在みられる不平等が大幅に緩和された形での資産所有を認める民主主義社会 [Meade 1975 : 83/邦訳 119 頁]。

財産所有制民主主義は社会的・経済的格差だけを問題にしているのではなく、富の集中とそれに必然的に伴う政治権力の集中、政体の腐敗・墮落を警戒する²⁴。だからそこにおける福祉給付は、政治社会の一員としての「市民」の自尊心を保つような水準であるとともに、彼らの参加の意欲を引き出すものでなくてはならない。反対に、福祉国家における「再分配」による福祉給付は、政治的平等や市民の自尊心を考慮したものではない。むしろそれらを損なうようなもの、豊かな者から貧しい者への施しとでも呼べるものになる。たしかに不平等はある程度改善されるかもしれない。また基本的ニーズは充たされてもいる。しかしそのようなニーズでは不十分なのである。ロールズは、財産所有制民主主義における最も不利な状況にある人びとについて次のように述べている。

最も不利な状況にある人びととは、万事がうまくいったとしてもなお不幸

²⁴ これはロールズにおける共和主義的契機とされる [渡辺 2007 : 163-86 頁]、[井上 2007 : 60-102 頁] を参照。民主主義と財産権の対立は、古代から、またアメリカ建国期においても重要な争点であった [Dahl 1985 : 62-83/邦訳 72-95 頁]。

で運の悪い人びとではなく——われわれの慈悲や同情の対象ではないし、ましてや哀れみの対象でもなく——、自由で平等な市民たる人びとの間の政治的正義の問題としては、他の何人とも並んで互恵性に与っている人びとである。彼らの支配する資源はそれほど多くないとしても、彼らは、相互の利益となり、誰の自尊とも両立するものだとしてすべての人によって承認された、そのような条項に従って自分の分担役割 (share) を十分に果たしているのである [JF: 139 / 邦訳 248 頁]。

2.2 互恵性の表現としての格差原理

格差原理が実現する民主的平等の基底には互恵性 (reciprocity) の観念がある。互恵性とは何か。ロールズは「互恵性は、公平性 (impartiality) ——これは利他的である——と、相互利益 (mutual advantage) との間に位置する道徳的観念である」と述べている [JF: 77 / 邦訳 133 頁]。これはどういう意味なのだろうか。その理解のためには、ロールズが人びとの生まれつきの才能の差異をどう取り扱っているかを見なければならぬ。

ロールズは、「生まれつきの才能の分配 (distribution of native endowments)」を、自然による分配に見立てるという独特のレトリックを用いる [宮寺 2006 : 106 頁]。人はその分配に対して道徳的な意味で値する (deserve) とは言えない [JF: 74 / 邦訳 129 頁]²⁵。自然よって分配されたものに対して、何の前提もおかず、限定もつけずに「生まれつきの才能と、それを利用して得たものは私のものだ」と誰も言うことはできないということである。ロールズは断定的に述べる。

人は本当に、自分が他の人びとよりも豊かな才能をもって生まれるに (道徳的に) 値したと考えるだろうか。人は、自分が女ではなく男として、あ

²⁵ 『正義論』では、「生まれもった賦存 (natural endowment)」および「才能 (natural talent)」 [TJ: 104 ; 改訂版 : 89 / 邦訳 136-40 頁] と表現しているがほぼ同じ意味である。

るいは逆に、男ではなく女として生まれるに（道徳的に）値したと考えるだろうか。人は、自分が貧乏な家族にではなく、裕福な家族に生まれるに値したと考えるだろうか。そんなことはない [JF: 74/邦訳 129 頁]。

これは道徳的な自明の理であるとされている。生まれつきの才能の分配は、自分では選択できない自然の巡り合せ（natural lottery）であり、そこから生じた社会的・経済的不平等は、どの階層・家庭に生まれるかなどの社会的偶然性（social contingencies）の影響が取り除かれたとしても残ってしまう。ロールズは、自分では選択できない偶然性の影響によって、所得や富の分配が決定されてしまうのは道徳的観点から見たとき恣意的（arbitrary）であると断言する [TJ: 74；改訂版：64/邦訳 100 頁]²⁶。ロールズは優れた才能を蔑んでいるわけではない。生まれつきの才能の分配の不平等は「自然本性的な事実」に過ぎないのであって、廃絶できないものであり、またすべきでもない。「それが正義になかったり、正義にもとったりするのは、制度がこれらの事実を処理するやり方」にある [TJ: 102；改訂版：87/邦訳 138 頁]。

格差原理は、人の行為の道徳的価値である「功績（desert）」を分配の基準として利用しない。公正としての正義においては、公共的ルールにもとづいた「正統な期待（legitimate expectations）」の観念、それと対となっている「権原（entitlement）」の観念、そして、一定の諸目的のために設計された、公共的ルー

²⁶ ここに、ロールズの強烈的な思い入れ、あるいはイデオロギーを見て取ることは容易であろう。岩田靖夫は、人間が差異をもって生まれてくるのは自然の巡り合わせ（lottery、くじ運・くじ引きとも訳される）であるというロールズの認識は、「事実認識であるかに見えて実は倫理的決断」なのであると指摘している [岩田 1994: 38 頁]。また、社会契約説的リパタリアンである D・ゴティエは、ロールズによる生まれつきの才能の分配を共同資産と見なす議論を「ただ乗りの承認を要求する」ものだと、ロールズは自然による分配、くじ引きという有神論的な言い方に潜む危険のえじきになっているのだ、と批判している [Gauthier 1986 : 219-21/邦訳 262-3 頁]。ゴティエの批判については [渡辺 2000 : 278-313 頁] を参照。渡辺は、ロールズが「偶然の追放」に腐心するあまり、それを語るとき決まって “exploit（食いものにする、搾取する）” という単語を用いていると、その議論の恣意性を指摘している。生まれつきの才能は道徳的に恣意的なものである、とのロールズの言明は極めて偏っていると言わざるを得ない。この点については本稿の最後で再度触れる。

ルにより定められる〈値する〉という観念のみ用いることができる [JF: 72-4/邦訳 126-29 頁]。正統な期待と権原は、いかなるときも公共的ルールに基づかなくてはならない。正義は、徳に報いることを達成目標とはしないし、道徳的意味の「功績」に報いるという理念は、実行不可能であると考え [TJ: 310-12; 改訂版: 273-4/邦訳 413-5 頁]。ロールズは、ノージックのようなリバタリアンが（彼のロック解釈に基づき）主張する、現存する諸制度に先立つ所有権など存在しないと切り切る²⁷。

個人が何をするかは、その人が何への権原をもっているとルールや協定が定めているかに依存している。また逆に、個人が何への権原をもっているかは、その人が何をしたかに依存している [JF: 72/邦訳 125 頁]²⁸。

もちろん、優れた才能をもつ者が、その才能によって獲得した報酬を得ること自体は正当性があり理に適っている。しかしそれは、道徳的に値するからではなく、「その才能を訓練し教育したということ、及び、その才能を自分の善だけではなく他の人びとの善にも貢献するために使った」ことによるのである。ロールズによれば、これは生まれつきの才能の分配を「共同資産 (common assets)」と見なすことへの合意を表現している [JF: 75/邦訳 130 頁]²⁹。これ

²⁷ [Nozick 1974 : ch.7] を参照。ノージックの批判はロールズにとって致命的なものではないようだ [Kukathas & Petit 1990 : 84-91/邦訳 127-37 頁]。ノージックの政治哲学とそのロールズとの関係については [Wolff 1991] を参照。ノージックのように、自己所有権を身体だけではなく財産にまで論理必然的に拡張することはできないとの批判は [中島 2007 : 114-21, 204 頁] を参照。ロールズに批判的な立場として、日本を代表するリバタリアンである [森村 1995 : 第 2・3 章] を参照。

²⁸ ロック講義では次のように述べている。『統治論』第一篇におけるロックの見解は、所有権という権利は、条件的なものであるということです。それは、自分自身のものを使って好きなことをする権利ではないのです。つまり、自分自身のものを利用することによって、他人にどんな影響があってもよい、というようなものではないのです [HLPP: 147/邦訳 265 頁]。

²⁹ M・サンデルは、ロールズが前提としているカント的人格は具体的な規範的アイデンティティをもつことはできず、そのような合意はできないと批判する [Sandel 1998 : ch.2]。だがサンデルはカント的人格とその道徳的アイデンティティを誤って理解している [Doppelt 1990] を参照。

は『正義論』でも述べていたが、ロールズは、そこで言おうとしたのは、ある人の才能そのものが社会の共同資産と見なされるということではなく、人びとの間の違い (difference) をそのように見なすことであったと注意を促している。人びとがもつ多様な才能とその分布 (distribution) を、共同資産としてうまく組織化することができれば、社会的協働における「無数の相補性 (numerous complementarities)」が可能になる [TJ: 101 ; 改訂版 : 87/邦訳 136-7 頁 ; JF: 75-6/邦訳 130-1 頁]。ロールズは相補性をオーケストラにたとえている。人びとが自分の演奏する特定の楽器の技をみがくのは、合奏の際に全員が実力を発揮し、美しい演奏を奏でるためである。ある人は、やろうと思えば他の楽器もうまく演奏できたかもしれない。しかし、全員が同じ楽器を演奏することはできないのだから、自分の選んだ楽器を一生懸命演奏すればいいのである。本節前半で、財産所有制民主主義における福祉給付は、豊かな者からの施しではなく、自分の役割分担 (share) を果たした上での公正な取り分であることを確認した。たとえ他人の善への貢献は (最大限努力しても) わずかなものであっても、人びとは社会的協働に参加することで相補性の一部を担っている。人びとは福祉給付をそこから道理に適った形で受け取るのである。ロールズは他の箇所でも、格差原理が要請する協働の枠組みは、自分のためだけではなく、他の人びとの善にも貢献すること、自分の才能を全体の善 (general good) のために使用することを奨励すると述べている [JF: 74/邦訳 128 頁]。互惠性が、利他的であることを意味する公平性と、相互利益の間にある観念であるというのは、相互の有利化のために自分の才能・能力を用いているかぎりでもそこから利益を得ることができるということに全員が合意していることを表している。

またロールズは、『正義論』において、格差原理が含意している互惠性は友愛 (fraternity) についてひとつの解釈を提供してくれると述べていた [TJ: 105-6 ; 改訂版 : 90-1/邦訳 141-3 頁]。友愛は、自由や平等と比べ、政治的概念として具体性に欠けているとされてきた。精神的態度や振る舞いに関する概念として捉えられてきたからである。しかし友愛は、市民間の友情 (civic friendship) お

よび社会的連帯 (social solidarity) ³⁰を表しているだけでなく、友愛という言葉のそのままの意味、すなわち「暮らし向きあまりよくない他者の便益にならないとすれば、より大きな利益を占めることを望まない」という観念とも合致するという。ロールズは、最も不利な状況にある人びとの利益を確保するだけでなく、恵まれた人びとの間で、相互の有利化という関係が構築されたとき、友愛は実現されると考えている。そのような社会は、機会が形式的に開かれているだけのメリトクラシーの社会ではない。効率性 (efficiency) は正義に従属させられる³¹。社会の達成目標は根本的に切り替えられて、不可欠の基本財である「自尊心」が重大な考慮事項とされるに至る [TJ: 107 ; 改訂版 : 91/邦訳 144 頁]。

3. 平等の理由と人格の構想

そもそも、社会的・経済的不平等はなぜ規制されねばならないのだろうか。平等に関心をもつ理由が異なれば、どのような観点から平等が求められるのか、何を平等にするのかも変わるであろう。ロールズは、人びとが不平等に関心をもつ四つの理由をあげている [JF: 130-1/邦訳 229-32 頁] ³²。

第一の理由は、分配すべきものが極端に不足しているわけではないのに、一部の人が飢餓や治療可能な病気、窮乏に苦しんでいるのは、間違っている

³⁰ 注意しておかなくてはならないが、ロールズは、個を全体の一部とみなすような「社会有機体」を想起させる社会観、共同体観を拒否する。ロールズの言う社会的連帯は、個々の市民の自由で自発的な参加から生まれるものであり、またそれを促進する。それは相互利益の増進にとどまるものではなく、別個独立の人格としての市民の間に、相互尊重 (mutual respect) をもたらす。福祉国家における連帯の問題については [齋藤編 2011 : 102-32 頁] を参照。

³¹ ロールズは『正義論』の冒頭で次のように述べている。「どれだけ効率的でうまく編成されている法や制度であろうとも、もしそれらが正義に反するのであれば、改革し、撤廃せねばならない。すべての人びとは正義に基づいた不可侵なるものを所持しており、社会全体の福祉を持ちだしたとしても、これを蹂躪することはできない」 [TJ: 3 ; 改訂版 : 3/邦訳 6 頁]。効率性は重要であるが、つねに正義の許す範囲でその実現を許される。効率性への言及は『正義論』第2章・第5章で広範になされている。

³² 同様の議論はルソー講義 [LHPP: 244-6/邦訳 435-9 頁] でも展開されている。

ように思えるということである。切迫した状況の人びとがいる一方、それほど差し迫っていない人びとのニーズや欲求が十分すぎるほどに満たされているのは直観に反するのである。第二の理由は、社会的・経済的不平等が政治的不平等をもたらす傾向があることである。ロールズによれば、ミルが政治権力の基盤として「知性、財産、及び団結力」に言及したとき、団結力で意味したのは、政治的利益を追求するために協力する能力であった。そのような力は、少数の者が、経済的に有利な地位を独占的に維持し続けるために、法と所有のシステムを制定することを許す。ロールズは、以上の二つの理由は、不平等そのものの悪というよりも、それがもたらす影響に関心があると見ている。第二の理由は、次節で論じる政治的平等と関連しており、本稿では特に重要である。

第三の理由は、不平等そのものの悪に一層の関心を寄せる。社会的地位の不平等は、「低い地位にある人々が自他双方によって劣ったものと見なされるのを促すような」事実をとまなう場合がある。そのような地位にある人びとは服従 (deference) と追従 (servility) の態度を示し、もう一方の側にある人びとからは支配欲 (dominate) と傲慢 (arrogance) といった態度を呼び起こす³³。不平等のそのような影響は「深刻な害悪であり、それらがもたらす態度は大きな悪徳」である³⁴。ロールズは、こうした不平等はそれ自体が悪であり、正義に反するものなのか、と問うて次のように述べる。

不平等がそれ自体として悪ないしは正義に反するものであることに近づくのは、地位体系のなかでは誰もが最高位に就くことができるわけではないという点においてである。地位は、ときに言われるように、立場関係に依存する善である。高い地位は、その下方にある他の諸々の立場を前提しており、だから、もしわれわれが自分自身により高い地位を求めるのなら、

³³ 「というのも、人びとの自分自身に対する見方は、彼らが他人によってどう見られているかに依存しているからです。すなわち、彼らの自尊心、自己評価、自信といったものは他の人びとの判断や評価に依存しています」[HLPP: 255/邦訳 438 頁]

³⁴ ロールズは、この主題を最初に取り上げたのはルソーであろうと述べている [JF: 131/邦訳 380 頁]。

実はわれわれは、他人がより低い地位におかれることを必然的にもなう体系を支持していることになる。だからまたわれわれは、より高い地位をもつ人びとは通常、社会全般の善にとって埋め合わせとなる利益を生み出す適切な仕方、彼らの立場を勝ち取ったり成し遂げたりしているのだと考えたがる。生まれだとか、ジェンダーや人種によって押しつけられる固定した地位はとくに憎むべきものである [JF: 131/邦訳 231 頁]。

第四の理由は、公正な手続きを用いるときにはいつも、不平等そのものが正義に反することがあるというものである。ロールズは、公正な市場と選挙を例にあげ、「これらのケースでは、一定の平等ないしはほどよく抑えられた不平等が経済的正義や政治的正義の条件」であるとする。独占状態が避けられるべきなのは、非効率性だけが理由とされるのではない。正当化の特別な理由がないかぎり、それらのシステムが不公正なものになるおそれがあるからである。

ロールズによれば公正としての正義は、最後の二つの理由に対しルソーが示唆した解決法に手直しを加えてこれに倣っている。そのルソーの見解とは「政治社会における基本的な地位は、平等な市民たる地位、つまり誰もが自由で平等な人格としてもつ地位であるべき」というものである。「平等の観念は、最高のレベルでそれ自体として重要性を」もっており、人びとは平等な市民として、基本構造（社会の諸制度の枠組み）が依拠する公正な手続きへの公正なアクセスの権利をもっているべきなのである。ロールズは、政治社会は、自由で平等な人格としての市民たちによる、「ある世代から次世代へと長期にわたる公正な社会的協働システムとしての社会」という観点から眺められるものであり [JF: 5/邦訳 10 頁]、そこで不平等は、そのような市民の視点から正当化されるべきであると考えている。

公正としての正義の諸原理によって秩序づけられた社会においては、最も高いレベルで、また最も基本的な点で市民は平等なのだと言うことができる。市民がお互いを対等者として承認し理解しているという意味で、平等

は最も高いレベルで現れている。[中略] …市民たちを社会的につなぐ絆は、彼らの平等な関係が求める諸条件を保つことへの市民たちの公共的な政治的コミットメントなのである [JF: 132/邦訳 232-3 頁]。

ロールズはこのような市民間の関係が、前節で比較検討した福祉国家型資本主義が保障する「不可欠の人間のニーズ」を充たす社会的ミニマムではなく、財産所有制民主主義のミニマム、すなわち「互恵性の観念に基づいた社会的ミニマム」に軍配をあげる理由と結びつけている。ミニマムの水準は、生物学的ニーズなどによって特定されるのではなく、「人格と社会の基礎的な直観的観念」に依存して明確な規範的理由によって特定されるのである³⁵。

自由で平等な人格としての市民という観念は、ロールズのカント解釈に由来する³⁶。ロールズによれば、この人格の構想は、形而上学や心理学的なものに依拠せず作りあげられる。

人格の構想は、民主的社会の公共的政治文化、その基本的な政治文書（憲法や人権宣言）、並びにこれらの文書の解釈の歴史的伝統において、市民というものがどのようにみなされているかということから作りあげられる。このような解釈にあたっては、裁判所・政党・政治家だけでなく、憲法や法理者に関する著作者、社会の政治哲学に関連するあらゆる種類のもっと恒久的な著作にも依拠するのである [JF: 19/邦訳 33 頁]

³⁵ 自由で平等な市民としてのニーズは、その内容は、人間のニーズをも含んでいると言える。ロールズは基本財（社会的ミニマム、すなわち所得と富の一部が含まれている）に入るものを説明する際に、そのリストは「人間的なニーズや能力、養育の通常段階とそれに応じて必要になる諸々の事物」などのさまざまな一般的事実にも依拠していると述べている [JF: 57-8/邦訳 99-101 頁]。

³⁶ [7/改訂版：第40節]を参照。この人格の観念および構想は、『正義論』から「道徳理論におけるカント的構成主義」（1980）、そして『政治的リベラリズム』へと至る過程でその役割、用いられ方が微妙に変化している。ロールズにおける人格の構想、カントの影響について詳しくは [福間 2007] を参照。

この人格の観念は、民主主義の歴史に潜在している基礎的な直観的観念のひとつである。それらの観念は、はっきりと定式化されていなかったり、その意味が明確に示されていない場合があるが、歴史的文書やその解釈に表れる「社会の政治的な思考」として基本的な役割を果たす [JF: 5-6/邦訳 10-11 頁]。

ロールズによれば、自由で平等な市民たちは、生涯にわたって協働にたずさわり、貢献していくために必要な二つの「道徳的能力」をもっていると見なされ、またその点において平等なのである³⁷。そのような能力のひとつは「正義感覚 (a sense of justice)」である、これは社会的協働のための公共的ルールを明確にする正義原理を理解し、適用し、それに準拠して行動する能力である。もうひとつは、「善の構想 (a conception of the good)」を抱く能力である。善の構想とは、人びとがそれぞれに抱く「一群の最終的な目的・目標」であり、人びとは、それら人生において価値あると自らが見なすものを持ち、修正し、合理的に追求する能力を備えている。ロールズは、人びとは善と自分のアイデンティティーを同一視しない権利をもつと言う。つまり、道理に適う合理的な理由に基づいて、その最終目的・目標の一群を修正し変更できるとされているのである³⁸。

市民たちは、たんに人間としてではなく、上記のような能力を十全に発揮していく者として捉えられるのであるから、そのニーズは、道徳的能力を発達させ、社会の構成員として協働に参加できるレベルでなければならない。財産所有制民主主義における社会的ミニマムが、互恵性に基づくという最も根本的な理由はこのような人格の構想から導き出されるのである。

³⁷ ロールズの市民概念に対しては、特にフェミニズムからの厳しい批判がある。現実の人間は、人生の一定期間を依存状態で過ごすため、市民を自由で平等なものを見なすことは、子供や女性のおかれた立場をうまくとらえることができない [Kittay 1999]。「ロールズの立場は不完全で不十分だと言うべきだと思う。なぜなら前提が間違っているからである」 [Fineman 2004 : 209/邦訳 216-7]。

³⁸ この点が、サンドルらコミュニタリアンが執拗に批判しつづけている、ロールズにおける正と善の関係である [Sandel 1998] を参照。コミュニタリアンの批判について [Mulhall & Swift 1996 : part.1] を参照。

4. 政治的平等の価値

4.1 政治的諸自由の特別な地位

ロールズは『再説』において、市民が公共生活（public life）に参加するのを可能にする政治的諸自由の公正な価値（the fair value of equal political liberties）を特別な仕方であらわしている。それはラディカルな民主主義者や社会主義者（やマルクス）からの批判に答えるためであった。彼らは、近代民主主義国家における平等な諸自由は形式的なものにすぎず、社会的・経済的不平等の大きな格差のために、富や地位において有利な人びとが政治権力を支配しているのではないか、と批判する〔*JF*: 148/邦訳 263 頁〕³⁹。ロールズは、別の箇所でもマルクスの批判への応答を試みて、立憲政体においては他の正義原理と一体となって働く政治的諸自由の公正な価値によって、「政治的影響力を行使する公正な機会」⁴⁰が確保され、消極的自由だけではなく、積極的自由にも十分な保護が与えられると主張している〔*JF*: 177/邦訳 308-9 頁；*LHPP*: 320-1/邦訳 574-5 頁〕。さらにロールズは、基本的諸自由とその真価（worth）、つまり有用性（usefulness）を区別することで彼らの批判に答える⁴¹。自由それ自体はすべての市民にとって同一であり、自由の量の多寡については少ない人にそれを埋め合わせる必要が生じることはない。だが格差原理は、先行する原理と共に働き、最も不利な状況の人びとが入手可能な所得と富を最大化するかぎり、市民の間に社会的・経済的格差が存在することを許容している。そのため、ある人はより多くの「汎用的な物質的手段（all-purpose material）」をもっていることになる。ある人はそれを用いてより大きな政治的影響力を行使できる。ロールズは、このような自由と自由の価値の区別は、なんら問題を解決しないことを認

³⁹ ただしマルクス（とエンゲルス）は、共産主義においても、文字通りの完全な政治的平等が実現されるとは考えていたわけではないようだ。そこでも「権威」の不平等が存在すると彼らが考えていたことについて〔リース 1975：95-125 頁〕を参照。

⁴⁰ 影響力の平等ではないことに注意されたい。マルクス主義者らによる、資本主義および自由民主主義体制における政治的影響力の不平等についての批判は〔Cunningham 1987：esp, ch.3・6・7〕を参照。

⁴¹ 自由とその真価の区別についての批判は〔Daniels 1975〕を参照。

めた上で、政治的諸自由をある特別な仕方で扱うよう提案する。

正義の第一原理のなかに、平等な政治的諸自由が、しかもこうした自由のみがその公正な価値を保証されるべきだという但し書き (proviso) を含めるのである [JF: 149/邦訳 264 頁、強調はロールズによる]。

ロールズはこの但し書きによって、政治的諸自由の公正な価値をラディカルに保証しようとする。市民はどのような社会的・経済的地位にあらうとも、公職に就くことや選挙結果に影響を与える公正な機会をもつという意味において平等な地位におかれる。この但し書きが付されるのは、格差原理だけでは政治的諸自由の公正な価値を保証するのに十分ではないからである。なぜなら「公共的な政治フォーラムの空間」は限られているため、社会的・経済的不平等の影響を、より被りやすい。第一原理に、政治的諸自由の公正な価値の保証を最も優先すべきものとして加えたことで、それらの価値は格差原理と一体となった二原理によって保証されるのである [JF: 150/邦訳 265-6 頁]。その他の基本的諸自由の公正な価値の保証は、平等の観念を拡大しすぎているとして拒否される。「この広い保証の考え[政治的諸自由以外にも公正な価値を保証すること]は非合理的であるか、余計であるか、あるいは社会の分裂を起こさせる」と想定されるからである⁴²。ロールズは基本的諸自由を行使するための汎用的手段の特定に際して「人々の相異なる通約不可能 (incommensurable) な善の構想から出てくるさまざまな欲求や目標に基づく要求を排除」する⁴³。社会が共有し

⁴² これが、所得と富の平等分配を意味するなら効率性を損なう。またすべての宗教的価値のニーズに応えるのを意味するならば、内戦まで行かなくとも深刻な宗教間の論争を招くとしている。

⁴³ 本稿では、いわゆる後期ロールズが主題としている価値の多元性の問題について十分に検討することができない。この点については、彼がバーリンに依りながら、次のように述べていることを理解することが重要である。「社会的諸制度のいかなるシステムも、それが取り込むことのできる価値の範囲には限界があり、それ故、実現されうるかもしれない道徳的・政治的諸価値の全範囲から何らかの選択がなされなければならない。これは、いかなる制度のシステムも、いわば限られた社会的空間しかもっていないからである」 [JF: 36n/邦訳 363 頁]。また別の箇所ではこう述べている。「い

ている財は、公衆衛生や環境保護、また場合によっては国防など「市民全般の善の増進」に基礎をおく政治的諸価値を引き合いにだしてその使用が正当化されなくてはならない [JF: 150-2/邦訳 266-9 頁]。

ロールズは、政治的諸自由の公正な価値を最もよく実現する制度がどのようなものかについて、『正義論』での議論と同様、詳細には検討していない。その具体的な制度設計は政治社会学に属す問題とされる [TJ: 226-7; 改訂版: 198/邦訳 307 頁]。しかしロールズは、政治的平等の危機について、次のように述べてもいる。

歴史的に見て、立憲政体の主な欠陥のひとつは、政治的自由の公正な価値 (the fair value of political liberty) を確実なものにできなかったことにある。この欠陥を修正するために必要な措置は取られてこなかったし、実のところ、それらが真剣に検討されることはなかったように思われる。政治的平等と両立可能な程度をはるかに超えて拡大した、所有および富の分配の格差は、法システムによって概して容認されてきた。政治的自由の公正な価値にとって必要な制度を維持するために公的資源が投入されることはなかった。[中略] …政治システムにおける不正義の効果は、市場の不完全性よりもはるかに深刻で長期間持続する。政治権力は急速に蓄積して不平等なものとなる。また、相対的利益を得た人びとは、国家とその法が持つ強制装置を利用することで、自分たちの恵まれた地位を確かなものとしうることが多い。ゆえに、経済的・社会的システムにおける不平等は、幸運な歴史的条件のもとでは存在していたかもしれない政治的平等を、どんなものであらずに弱体化してしまうだろう [TJ: 226; 改訂版: 198-9/邦訳 306 頁]。

かなる社会もそれ自身の内部にあらゆる生き方を含むことはできない」として、「当該の社会的世界の文化や諸制度の本性が、幾つかの生き方とは相性が悪すぎたということが後からわかる。しかし、こうした不可避的な排除を恣意的な偏向や不正義と取り違えてはならない」 [JF: 154/邦訳 272 頁]。

このような状態を改革するために提案されるのは、政治資金を公的な助成でまかなうことや経済的に優位な地位にある者の利害関心が支配的にならないように寄付を制限すること、メディアへのより対等なアクセスの確保、そして、言論・報道の自由の一定の規制（言論内容の制限ではない）などよく知られたものを列挙しているだけである〔*TJ*: 225-7；改訂版：198-9/邦訳 305-7 頁〕⁴⁴。なぜロールズは、政治的諸自由の公正な価値を特別なものとしているにもかかわらず、このように穏健な、こう言ってよければ、物足りない提案にとどまっているのだろうか。その理由は、諸自由の不可避的な衝突という難問に直面してしまうからである。「等しく重要な基本的諸自由の間の衝突が生じうるため、何らかの調整をする必要があるかもしれない」とロールズは述べる〔*JF*: 149-50/邦訳 264-5 頁〕。あらかじめ諸自由間の衝突を調整することはできないから、政治的諸自由の公正な価値を確保する具体的な制度設計は、その社会の状況に合わせて、正義の二原理を充たすようなものが実現されればよい。ロールズは、諸自由の衝突という問題を深刻に捉えていた⁴⁵。

いかなる基本的自由も絶対的ではない。なぜなら、個々のケースでは、基本的諸自由が相互に対立することがあり、そのような場合、それぞれの基本的自由から出てくる諸々の請求権は、基本的諸自由からなるひとつの整合的な枠組に適合されるよう調整されなければならないからである〔*JF*: 104/邦訳 183-4 頁〕。

⁴⁴ ロールズはとくに明言していないが、明らかにアメリカの政治システムを念頭において議論をしている。問題の中心は立憲民主主義の政治を歪ませる「金銭の呪縛 (the curse of money)」である〔*CP*: 580；*LP*: 139/邦訳 203 頁〕。政治システム、言論の自由を歪める経済権力の問題点については〔Dworkin 2000: ch.10〕を参照。その冒頭には「我が国の政治は破廉恥であり、問題の根本は政治資金である」とある。

⁴⁵ ロールズは H・L・A・ハートの批判を受け、基本的諸自由に関する議論を修正した。ハートはロールズの言う自由の優先性の不安定性を論証し、諸自由は衝突せざるをえず、ロールズの理論のなかにそれを解決する手立てが存在していないとした〔Hart 1983: ch.10〕。ハートの批判の重大性については〔渡辺 2000: 359-80 頁〕を参照。ロールズは、ハートの批判を致命的なものとして、「本書でなされた修正のうちで、ハートの批判に応えるためにせざるをえなくなった修正よりも重要なものはない」と述べている〔*JF*: 42n/邦訳 364 頁〕。

ルールズは、諸自由の整合的な枠組が各々の基本的自由の「中心的適用範囲 (the central range of application)」とでも呼べるものを確保してくれるとして、その説明のために、制限 (restriction) と規制 (regulation) の区別を導入する。そして自由な討論を例にあげ、すべての人が同時に発言することを規制し、話す順番を定めるルールは、その発言内容を制限することとは違うと主張する [JF: 111-2/邦訳 196-7 頁]。

こうした調整は言論の自由や報道の自由を侵害するとの理由だけで、これを拒むことはできない。これらの自由は、その公正な価値を保証された政治的諸自由と同じく、絶対的なものではない [JF: 150/邦訳 265 頁]。

基本的諸自由間の衝突の解決、諸自由のなかで政治的諸自由がどのように優先性を付与されるのか。ルールズの議論の妥当性には疑問が残る⁴⁶。ルールズは、基本的自由が数多くあるとき、中心的適用範囲を確保できるように諸自由を調整するのは「あまりに厄介な作業となる」とも述べており、諸自由間の調整ではなく、政治的諸自由そのものの重要性に訴えかけているように見える。つまり諸自由の間になんらかの優先性があることを認めているように思われるのである。平等な政治的諸自由と思想・良心の自由は、市民がその正義感覚を効果的に行使して、社会の基本的諸制度や社会政策が正義に適っているのかを、適切な仕方と判断する機会を保障するために必要であるとされており、これは市民が直面する第一の根本的場面に必須の能力とされる [JF: 112/邦訳 198 頁]。政治的諸自由は思想・良心の自由とともに、市民が道徳的能力を発達させるために不可欠のものとして、つまり何が正義に適い、何が正義にもとめるのかを判断する力を育む役割を与えられている。ルールズの関心は、政治的平等を実現する制度の記述ではなく、そうした能力を促進しうる諸条件を特定することに向けられている。立憲民主制の繁栄は、その社会のある時点での「実行可能な

⁴⁶ この修正が成功したとは思えない。ルールズは、依然として自由の優先性の不確実性と、諸自由の衝突・対立を解決できていないとされる [Gray 2000 : ch.3] を参照。

解答 (workable answer)」を見出しているかにかかっている。

4.2 分業としての政治参加

ロールズは政治的諸自由の公正な価値の保証を第一原理に但し書きとして加えたが、それは政治的影響力を行使する公正な機会の保証を意味するものであり、批判者たちが満足するものとは到底思われない。なぜ、「公正な機会」の実現で十分だと考えるのか。その理由を解明するために、以下では、ロールズが政治参加をどのように位置付けているのかを検討する。結論から言うと、政治参加は「穏当な多元性の事実 (the fact of reasonable pluralism)」という価値多元的な状況と両立可能な範囲で求められる。

ロールズによれば、政治生活への参加のあり方をめぐって、「古典的共和主義 (classical republicanism)」と「公民的ヒューマニズム (civic humanism)」という二つの伝統的見解が対立してきた [PL: 205-6; JF: 142/邦訳 253 頁]⁴⁷。ロールズは、公正としての正義と両立しない公民的ヒューマニズムを拒絶する。なぜならそれは、強い意味にとれば「アリストテレス主義の一形態」であり⁴⁸、(古代ギリシャを範型とするような)政治生活への参加こそ人間の本質的な特性の達成であり、そこに人間の「善の格別のありか」を見る「包括的教説 (comprehensive doctrine)」⁴⁹だからである [JF: 142-3/邦訳 254 頁]。そのよう

⁴⁷ ロールズの言う古典的共和主義とは、Q・スキナーらが主張している共和主義の「ネオ・ローマの伝統」に依拠したものである [Skinner 1981]、[Skinner 1998] を参照。スキナーはかつてロールズに代表される現代リベラリズムが共通善を重視していないと批判していた [Skinner 1993]。ネオ・ローマ的共和主義の理論家たちと現代リベラリズムの間の距離については [菊池 2011: 139-54 頁]、[田中・山脇編 2006: 第 16・17 章] 等を参照。リベラリズムは市民の徳性を重視するようになってきており、両者の距離はそれほど隔絶したものではないように思われる。現代の共和主義やリベラリズムにおける市民の徳性について [Dagger 1997] を参照。

⁴⁸ ロールズはその一例として、アレントの政治思想を挙げている [PL: 206n]。

⁴⁹ 包括的教説とは、「すべての主題に適用され、すべての価値を包含する教説」のことである。ロールズは、公正としての正義は社会の基本構造のみに適用されるものであり、その射程は政治的なものに限られるとする。政治的なものは、道徳的なものの領域のほんの一部にすぎない [JF: 14/邦訳 23-4 頁]。また、公正としての正義は「超越的な諸価値」の優劣について判断を控える。「そのように言うことは、政治的なものの領域を超えること」になるからである [JF: 37/邦訳 64 頁]。

に理解された公民的ヒューマニズムは、いわば民主主義的な包括的教説 (democratic comprehensive doctrine)⁵⁰と見なされている。しかしロールズにとっては、たとえ(政治参加に至上の価値をおく)民主主義を活性化させるものであっても、それが包括的であるのならば危険極まりないものと映る。それは現代の価値多元的な状況下においては諸教説のひとつにすぎない。ロールズは、現代民主主義社会において政治生活に継続的、積極的に参加することは、多くの市民にとって大きな位置を占めていないと見ている。検討すべきことは、どのようにして(それを望む人びとの)政治参加を引き出すような制度を整えるかである。

参加原理はあくまで制度に適用されるものであることに留意を怠ってはならない。この原理は市民としての暮らし (citizenship) の理想を定めるものではないし、全員が政治の業務に積極的に参加すべきことを求めるような義務を課すものでもない。[中略]…政治に多くの時間を費やすのは、ほんの一握りの人びとだろう。人間の善の形態は、政治の他にもたくさん存在する [TJ: 227-8: 改訂版: 200/邦訳 308 頁]。

政治生活への参画を自分の完全な善の一部にするその度合いは、われわれが個人として決めるべきものであり、また人によって異なるのが道理である [JF: 144/邦訳 255 頁]。

ロールズの解釈では、古典的共和主義は包括的教説ではない。その見解の意味するところは、基本的な諸自由の安全と、安定した立憲政体を維持するためには「政治的諸徳を備えた市民たちの積極的な参加を必要とする」というものである。「政治的正義と公共善」に動機づけられた市民たちによる幅広い政治参加がなければ、どのような政治制度も権力や軍事的栄光のために一部の人々が

⁵⁰ この言い回しはS・ウォーリンから借用した [Wolin 2004: 545/邦訳 693 頁]。

政治生活を支配してしまう可能性がある⁵¹。市民たちは、基本的諸自由を守り、自由で平等な市民であり続けたいと願うのならば、「私生活へ総退却するわけにはいかない」のである。ロールズは、このように理解された古典的共和主義と、バーリンに代表される消極的自由を重視するリベラリズム、そして公正としての正義の間には根本的な対立はないとしている〔*JF*: 144/邦訳 256 頁]⁵²。いずれの構想においても焦点となるのは次のことである。

問題は、基本的諸自由の安全のためにはどれほど市民の政治への関与が必要とされるのか、また必要な参加はいかにすれば最もよく達成されるのかということになるからである。ここでは、競合する政治的諸価値の比較衡量に関し相違があるかもしれない。だが、それは重要な点で政治社会学と制度設計の問題である〔*JF*: 144/邦訳 257 頁〕。

ロールズは政治的諸自由を手段的・道具的なものと見なしていると言えよう⁵³。しかしそれでも、政治的諸自由は最も「基本的なもの」である。政治的諸自由は他の諸自由を守るための「不可欠な制度的手段」であり、基本的なものとして保護しなくてはならない。例えばマイノリティに対しては政治的諸自由が否定されなくても、実質的には制限されることがありそうだからである〔*JF*: 143/邦訳 255 頁〕。政治的諸自由の「公正な価値」は、たとえ市民が欲していないとしても、必要とされるために確保されていなくてはならない。

51 これは『ディスコルシ』におけるマキャヴェッリの見解とされる〔Skinner 1981: 74-82/邦訳 119-30 頁〕を参照。

52 バーリンの消極的自由と積極的自由の区別は考えられているよりも複雑である。「地位の追求」に一定の意義を認めていることを考慮すれば、積極的自由としての政治的諸自由にも一定の価値を認めているのかもしれない。バーリンの自由論については〔濱 2007: 第1章〕を参照。しかしスキナーは、ロールズがバーリンのリベラリズムと古典的共和主義が両立しようと考えていることに反対すると思われる。スキナーは、バーリンの消極的自由論が積極的自由をも含むネオ・ローマ理論を貶めるものだとみている〔Skinner 1998: ch.3〕を参照。

53 政治参加を道具的・手段的なものと見なすことへの批判は〔Sandel 1996: ch.1〕を参照。また〔Kymlicka 2002: ch.7〕も参照。

ロールズは、政治参加に熱心な人びとの存在自体は政治社会にとって不可欠であり、とても望ましいことだとも考えている。政治参加も社会的協働の一部なのであるから「分業」の観念は、経済活動と同じく政治参加にも当てはまるとする〔*JF*: 145/邦訳 257 頁〕。人びとは自分の才能・能力、意欲に基づいて政治生活に参画していく度合いを自由に決めればよい。R・ダールの言葉を借りれば、「民主的な国に住む人間は、すべての人が完全に民主的な市民に」なる必要はないし、また、望ましくもない〔*Dahl* 2000 : 157 /邦訳 215 頁〕。

ロールズが、政治参加すべての市民に参加を求めないのは、本節冒頭で言及したように、現代の民主主義社会が、極めて価値多元的な状況にあるとの認識に由来する。そのような状況においては、「政治心理学や人間心理学の一定の一般的事実」に依拠して政治的構想を練り上げなくてはならない。ロールズは、公正としての正義にとって重要な、現代における五つの一般的事実をあげている〔*PL* : 36-8, 58 ; *JF* : 33-6/邦訳 58-62 頁〕。

第一に、自由な民主的社会においては必然的に、対立し相容れないような宗教的・哲学的・道徳的教説の多様性が生じる。これは「穏当な多元性の事実 (the fact of reasonable pluralism)」と呼ばれ、いつか無くなるようなものではなく、民主的社会の恒久的な条件・特質である⁵⁴。第二に、そのような状況のもとで共同体がひとつの包括的教説を一体となって信奉することは、たとえそれが世俗的なものであろうとも、必ず残忍な国家権力の抑圧的行使を伴う⁵⁵。政体への支持を国家権力の行使によって集めることは民主的体制である以上はできな

54 たんなる多元性ではなく「穏当な」多元性と言っていることに注意されたい。人びとは、互いに相容れない教説を抱いているだけでなく、その多くは「民主制の諸価値」とも相容れない〔*JF*: 37/邦訳 63 頁〕。しかし、ロールズは、「おそらくほとんどの市民は、そのような類の包括的教説を抱いていないだろう」と見ている。包括的ということの意味は、非政治的諸価値を含んでいるということであり、教説が一貫して体系的で完全であるということではない〔*JF*: 33/邦訳 57-8 頁〕。

55 ロールズは、中世の社会における異端弾圧は偶然ではなく、政治的共同体を維持するため必要とされたとして、それを「抑圧の事実 (the fact of oppression)」と呼ぶ。また、功利主義やカントとミルの道徳的見解に基づくリベラリズム (『正義論』における「包括的な」公正としての正義も含む) など、世俗的なものについても包括的教説とみなしている。

い。第三に、政体を永続的で安定したものにするためには、異なる包括的教説を抱いている「政治的に活動的な市民の少なくとも実質的多数」の支持によって支えられなくてはならない。ロールズは、実質的多数とはどの程度かを明らかにしてはいない。第四の事実として、民主的社会の政治文化の中には、暗黙裡にはあるものの、政治的構想を作り上げることができるような一定の基礎的諸観念が含まれている⁵⁶。ロールズは、第五の最後の一般的事実の前に、道理に適った意見の不一致、彼が「判断の重荷 (strains of judgement)」と呼ぶものについて触れている。それらは政治生活において理性と判断能力を、正しく良心的に行使する際に現れてくるさまざまな障害である。一例をあげると、客観的とされる科学的証拠さえ、評価は分かれうることがある⁵⁷。それらを踏まえて、ロールズは、第五の一般的事実を次のように述べる。

基本的な政治的諸価値に関係するわれわれの最も重要な政治的判断の多くは、次のような条件、すなわち、全員が同一の結論に達するように、その理性の能力を行使できる見込みがまったくなさそうな条件のもとで行われるのである [JF: 36/邦訳 62 頁]。

しかしロールズは、このような価値多元的な状況においても、市民たちは、お互いに正義を与えあうという最終目的を共有しており、それを自らのアイデンティティーの一部としてしていると主張する[PL:202; JF:20/邦訳 34 頁、199n/393 頁]⁵⁸。そのようなアイデンティティーをもつことが可能であれば、市民たち

⁵⁶ 例えば、憲法や人権宣言などの政治的文書やその解釈の伝統のなかにそのような基礎的諸観念が潜在しているとされる。

⁵⁷ そのような「重荷」は五つある。本文であげたもの以外では、(b) 検討すべき諸々の課題について「完全に同意している」時でさえ、それらの重みづけが異なるため異なった判断に行き着くこと、(c) われわれのもっている概念はすべてある程度曖昧であるため、判断や解釈に依拠せざるをえないこと、(d) われわれの全経験は異なっているため違った判断を下すことになること、(e) ある問題を検討するとき、その両側に異なった力をもつ種類の異なる規範的な考慮事項が存在しているため、総体的な査定ができないときがある。

⁵⁸ これは、ロールズの正義の二原理が実現された、また市民たちがそれを実現しよう

は正義が侵されようとしているとき、(理由は異なるであろうが)自ら進んで政治生活に参画していくはずである。正義感覚を具えた市民は、自分の自由は当然のこと、他の市民の基本的諸自由が危険に晒らされているとき、私生活にとどまり、公共への関心をもたないということはないだろう。ロールズは、多くの市民は自分と他人の諸自由がどのような状況におかれているのかについて、いわば十分な感受性を具えていると想定しているように思われる。先に述べたように、価値の多元化した状況において、政体の安定性は市民の「実質多数」による支持をあてにするしかないからである。政治参加の強制は深刻な紛争を招くであろうし、強制された政治参加は形骸化したものとなるだろう。ロールズが政治的諸自由の公正な価値を最も重要なものとしながらも、それを行使することを市民たちの自由な選択に委ねたのは、現代の民主主義社会が直面している価値多元的な状況を深刻に認識していたが故なのである。

5. 安定性と嫉みの問題

ロールズは、安定性 (stability) の問題について『正義論』から一貫して追究してきた。なぜなら政体の安定性は、まずもって市民たちの支持に依存しているのであり、また、政体そのものが、市民たちの心理にそれを支持するような性向を生み出すかどうかにかかっているからである。正義の二原理が実行可能性 (feasibility) をもつかどうかは、その安定性次第なのである⁵⁹。

と努めている「秩序ある社会 (well-ordered society)」において市民が抱くアイデンティティであり、現実の市民がそのようなものを抱いていると言っているわけではない。

⁵⁹ クカサスとペティットは、ロールズが『正義論』から『政治的リベラリズム』へと向かうにつれて、「彼の『正義論』の第三部の中心を占めた実行可能性論に、ロールズがますます依拠するようになっており、望ましさ (desirability) への考慮をそれだけ軽視するようになっている」と述べている [Kukathas & Pettit 1990 : 142/邦訳 215 頁]。だがロールズにおいては、実行可能性、すなわち安定性は、望ましさとほぼ同義であると言える。なぜなら、ロールズが明言しているように、その安定性は諸勢力間のバランス・オブ・パワーから生まれるものではないからである [/*F*: 188/邦訳 330-1 頁]。安定性とは、市民自身がその政体の望ましさをしっかりと認識し、他人もそのように認識していることを理解したときに生まれ始めるものである。ロールズの言う安定性は、望ましいものから生まれるのである。

以下では、『再説』第三部における功利主義との二段階の比較の議論を通して、ロールズが安定性とそれを脅かす嫉みの問題をどう考えていたか検討する。功利主義との比較は、その社会的ミニマムがもつ含意に見られるように、財産所有制民主主義が充たす安定性との優劣を比較検討する上でより重要だと思われるからである。『正義論』第三部では、その議論の大部分を安定性に割いているが、議論が多岐にわたっており、市民の道徳心理学に焦点を絞らざるを得ない。ロールズが嫉みと安定性の問題にどう取り組んでいるのかを通して、その道徳心理学の妥当性を問う。ロールズは、カントに倣って、嫉みを破壊的な悪徳と見なしている。カントは嫉みを「自分の幸福を少しも損なうわけではないのに、他人の幸福をみるのに苦痛を伴うという性癖」であるとして、「邪悪な心術」、「忌まわしき悪徳」と呼んでいる [カント 2002 : 345 頁]。嫉みは、政体の安定性を見極める重要な指標となるものである。ともあれ、「安定した立憲政体」をめぐる以下の議論は、より一般的レベルの安定性を論じた『再説』第五部、『正義論』第三部の議論と、その内容において多くが重なり合うことを指摘しておく。

ロールズは、功利主義との二段階の比較を通して彼の公正としての正義の優位性を論証するため、それが「安定した立憲政体」にとって必要不可欠な三つの条件を充たすことを明らかにしようと試みる [JF: 115/邦訳 202 頁]。それらの条件に加え、格差原理そのものに十分な支持が与えられた場合には、公示性 (publicity)、互惠性 (reciprocity)、安定性 (stability) の三つの観念も充たされると主張する [JF: 121/邦訳 212 頁]。それらの条件・観念はどれひとつとして欠けてはならないものである。それらが充たされているかどうか、正義の二原理が、市民が他の人びとと同様に、自身を政治社会の一員と見なすのか、また、社会が世代を超えて持続的で安定的に発展にするように働くのかどうかを判断する諸根拠となる。

安定した立憲政体の第一の条件は、基本的な諸権利・諸自由を「一度きり」の選択で固定することである [JF: 115/邦訳 202-3 頁]。基本的な諸自由 (政治的諸自由は特に重要なものとして) に対して特別の優先性を与えることで、気

まぐれな政治の検討課題から外すことにより、社会的利益計算を越えたところにおいてしまうのである。市民たちは、基本的諸自由が剥奪される不安から解放され、そのことによって、相互尊重を足場とした社会的協働が確保される。これは「最大多数の最大幸福」をめざす古典的な功利主義との対比において、公正としての正義が選択されるかどうかの最も重要な局面である。ロールズの公正としての正義においては自由は他の何を失おうとも絶対に確保されなくてはならないからだ。

第二の条件は、その政治的構想が、公共的理性（public reason）の共有された基礎、しかもできうる限りの明確な基礎を定めなくてはならないということである。ロールズが言う公共的理性の基礎とは、市民たちが、原理を正しいかどうか、またどの程度充たされているかを判断する際に頼る情報のことである⁶⁰。「政治的判断を支える議論は、可能ならば、それが健全（sound）であるだけでなく、健全だと公衆から認められうるようなもの」でなくてはならない。公正としての正義は、功利主義のように政治的には使い物にならない精緻で恣意的な仮定に依存する経済的計算の必要はない。立憲政体の安定性、すなわちその明確な基礎とは、人びとが判断能力を発揮し、相互に合意することに求められねばならない。

問題はたんに、何が真であるか、何が真だとわれわれが考えるかではなく、しばしば、政治的に意見を異にする平等な市民たちが、判断の重荷 [本稿第四節の註を参照]、とくに政治的判断の複雑性に直面するときでさえ、どのようなものならば、それを真だと、あるいは道理に適ったもの（reasonable）だと互いに納得すると、道理に適った仕方とわれわれが期待できるかなのである [JF: 116/邦訳 205 頁]。

⁶⁰ 公共的理性には「常識のなかに見出される一般的信念及び推論様式、並びに、まったく異論のない科学的方法及び結論」といったものが含まれる。「総体的真理」である、宗教的・哲学的教説は排除される [JF: 第 26 節] を参照。

第三の条件は、その政体の基本構造が、それ自身を支えるような政治生活にかんする「協調的徳性 (cooperative virtues)」を涵養し、促進しなくてはならないというものだ。それらの徳性には「道理に適っていること (reasonableness)」、
「公正感覚 (a sense of fairness)」、妥協や互譲 (readiness) の精神などが含まれる⁶¹。協調的徳性が涵養され協働に参加することへの「前向きな気持ち (the willingness)」が下支えされることで、正義の二原理の実現を目指すことが市民の共通認識となる。そのことがさらに諸徳の涵養を促進させることになり、正義に適った諸制度の確立とその維持、そして諸徳のさらなる涵養、促進という好循環が生まれることになる [JF: 116-7/邦訳 205-6 頁]。ロールズは、政治的忠誠がどのように生み出されるかについて、それは「他人が明白な意図をもって、正義に適ったもしくは公正な諸制度において自分の分を尽くすとき」に生み出され、市民相互の信用と信頼をも発達させると述べている [JF: 196/邦訳 345 頁]。この場合、嫉みはそれほど生み出されることはない。三条件が充たされていれば、基本的諸権利は必ず保証され、社会制度が誰にとっても公正であることが明らかであるからである。

以上の議論の焦点は、市民の個人的な善ではなく、正義の二原理が実現する「公共的政治文化のもつ性質と、そのような文化が公共的生活との道徳的質と市民の政治的な性格に与える望ましい効果と」にある。原初状態の当事者（それ自体、今ここに在るわれわれの視点を反映している）⁶²たちは、「社会的世界

61 ロールズはこれらの徳性を詳しく説明していないが、社会的協働の公正な条項、合理的なもの (the rational) と道徳的なもの (the reasonable) の区別と重なる。協働のための公正な条項とは、「もし他の者もすべて同じように受け容れているのならば、参加者それぞれが受け容れて当然である、あるいは受け容れるべきである」条項のことである。またこれと関連して、道理に適った人びとは、公正な条項を提案したり、他人が提案したものを承認する用意がなくてはならない。そのような人びとは、他人が条項や原理を尊重しているとき、場合によっては自分の利益を犠牲にしてでも、それらの原理を尊重すべきだと理解している。ロールズはこの区別について、「常識は、一般的には、合理的なものではなく、道理に適ったものを、道徳的感受性を含んだ道徳的観念と見なしている」と述べている [JF: 6-7/邦訳 11-3 頁]。

62 ロールズは、原初状態の当事者の視点、秩序だった社会の市民の視点、政治的構想を組み立て、われわれの熟慮された判断と整合的なものにしようとしている「あなたや私」の視点を区別すべき、と注意を促している [JF: 45n/邦訳 365 頁]。しかしロー

(social world)」は、歴史によって与えられるものではなく、それが好ましいものとなるかどうかは、自分たち自身にかかっているとみなして原初状態に臨んでいるのである [JF: 118/邦訳 207-8 頁]。ロールズは市民たちの間に諸徳が広まり、それが政治的構想を支えているとき、それらは大きな公共善、社会がもつ「政治的資本 (political capital)」とでも言えるものになると述べている [PL: 157; JF: 117-18/邦訳 208 頁]。

だがロールズによれば、第一の比較だけでは一体のものとしての正義の二原理が支持されただけであり、格差原理それ自体に対して積極的な支持が与えられたわけではない [JF: 119/邦訳 210 頁]。功利主義の一形態である適正な社会的ミニマムが保証された「制限つき効用原理 (the principle of restricted utility)」と格差原理を比較した上で支持されるかどうかは、依然として微妙なのである。制限つき効用原理の保障するミニマムとは、第二節で論じた福祉国家型資本主義のミニマムと同じものである。格差原理に対し十分な支持が与えられた場合には、公示性 (publicity)、互惠性 (reciprocity)、安定性 (stability) の三つの観念が充たされる [JF: 121/邦訳 212 頁]。

公示性の重要性は、その教育的役割にある。正義の二原理は、社会の基本構造を統制するものであるから、市民の立場から見て、社会についての諸々の一般的事実、言い換えると、市民が判断の基礎とする諸々の情報が公になっている必要がある。さもなければ政治的徳性は涵養されない。正義原理そのものが市民による相互の承認が必要とされるのはもちろんであるが、諸制度が正義を充たしているのかについても、公共的に承認されていなければならない。市民の誰もが、原理と諸制度の正当性を認め、さらに他人も自分と同じように原理と諸制度を承認しているということを知っている必要がある。ロールズは、そのような社会はイデオロギーなき社会、マルクスの言う「虚偽意識 (false consciousness)」なき社会に近いものであろうとしている。幻想 (illusion) や妄

ルズは、原初状態は表象の一装置であり、それは自由で平等な人格が、基本構造を規制する条項をさだめる公正な条件は何かと、「ここでいま」われわれがみなすものをモデル化したものである。三つの視点の区別は、最終的にはわれわれの視点に回収されるものだと言える。

想 (delusion) が完全になくなりはないが、自分たちの社会についての誤った信念は十分に減らされているはずである [JF: 120-2/邦訳 212-5 頁]⁶³。

格差原理は互惠性を表現しているということは第二節で述べた。ここでは再度市民相互の有利化がなされた場合にのみ、互惠性は充たされるということを強調しておく。特に、より恵まれた才能をもつものは、そうでない人びとの利益になる限りで利益を得ることが認められるのである [JF: 122-4/邦訳 215-9 頁]。ロールズは、格差原理への異論に対して応答した別の議論において、その原理が要求するところを次のように述べている。

社会的富の総量の大きさにかかわらず——それが大きかろうが小さかろうが——、現存の不平等が自分だけでなく、他の人びとの利益にも資するという条件が充足されなければならないということである。この条件から、格差原理が、最も不利な状況にある人びとの期待の最大化という考え方を援用するにもかかわらず、本質的に互惠性の原理であることが明らかになる [JF: 64/邦訳 110 頁]。

最後の安定性であるが、公知性、互惠性と循環的な関係にあると言える。政治的構想が安定するためには、「それ自身によるそれ自身の支え」を生み出さなくてはならない。社会的協働は、市民たちが政治秩序の正統性に一定の支持を与え、それに従うことをあてにしているからである [JF: 124/邦訳 219-20 頁]。またロールズは、より有利な状況にある人びとが、相互の有利化ではなく自分たちだけの利得の増進を目指すために、社会的協働の取り決めを変更するよう

⁶³ 「マルクスの考えでは、幻想の場合、われわれは資本主義的な市場の仕組みの表面上の見かけに欺かれて、その下部で起こっている搾取を認めることができない。他方、妄想とは、われわれが受容している誤った信念ないし道理に反する信念であるか、さもなければ、われわれが信奉している非合理的な価値ないし非人間的な価値であるが、いずれの場合も、その理由は、われわれが社会における自分の役割を引き受けたり社会の基本的諸制度がうまく作動するためには、そうすることが心理的に必要だからである [JF: 121n/邦訳 379 頁]。より詳しくは、マルクス講義 [HLPP: 359-62/邦訳 648-54 頁] を参照。

迫ることはないか、と問うて次のように言う。

安定性を確保するためには、目下の協働の条項を取り決め直したりそれに違背したりしたいという願望を相殺するか、さもなければ沈黙させる別の理由を提供しなければならない。従って、より有利な状況にある人びとが一層の所得と富を獲得することがあるにしても、こうした考慮は別の理由によって凌駕されるのである [JF: 125/邦訳 221 頁]。

そのような理由は三つある。第一に、公示性と同じく、政治的構想のもつ教育的役割である。市民は、互いに自由で平等な者としての自己理解をもつようになる。そのような市民たちは、分配原理が互惠性の観念を含んでいるべきだと、つまり格差原理が受け容れられるべきだと考えるようになるのである。第二に、どの階層に生まれるか、またそれから影響される生まれつきの才能や、事故・病気などの不運という「三つの偶然事」をすべての人の利益になるよう利用することに、より有利な人びとは同意し、そのような場合にのみ、自分はそのから利益を得るべきだと考えていると想定される。第三の理由は、安定した立憲政体の三条件と重なる。つまり有利な相対的地位を自己および集団の利益のために利用しない、と不利な状況にある人びとにはっきりと伝えることは、相互信頼と協調的徳性の涵養、促進につながる。これは、「社会調和 (social concord)」と「公民的友愛 (civic friendship)」を実現するような公共文化を重視することを承認していると社会の人びとに伝えることである [JF: 125-6/邦訳 221-2 頁]。たしかに、有利な状況の人びとが不利な状況の人びとの利益になるよう行動していることが明らかであれば、嫉みは、なくなりはないまでも和らげられるであろう。

ロールズは、すべての条件・観念が充たされている場合、市民は自尊心を抱くことが可能であり、相互協力を突き崩すほど強力な嫉みは生じないだろうと考えている。市民たちは社会的・経済的には不平等な地位にあるのだが、自由で対等な市民として互惠性を承認し、相互の有利化を目指そうとするからである。互惠性が充たされていれば、またそのことを全員が認識しているならば、

最も不利な状況にある者も、自分を蔑んだり、他人と比べて気落ちする必要はない。

ただロールズは、格差原理が許容する不平等が、社会にとって危険なほどの嫉みを引き出してしまう可能性について言及してもいる[改訂版:466/邦訳 696 頁]。なぜなら格差原理は、人びとの間の社会・経済的格差がどの範囲に収まるべきかについて、何ら確定的なことは述べていないからである。ロールズは、「われわれに不正義との印象を与えない限り」、その格差は許容できるだろうとしている。嫉みと格差の関係についてのロールズの議論は、J・P・デュピュイが指摘しているように「願望的思考 (wishful thinking)」となっている[デュピュイ 2003:232 頁]。すべての観念が充たされ、社会制度が正しく機能していれば、自尊心を損なうほどの格差は存在しないと想定されているにすぎない。

6. おわりに—いくつかの批判と課題

ここまでの考察で、福祉国家に代わり得るものとして提示されたロールズの財産所有制民主主義の諸特徴を検討してきた。だが『正義論』と比べると、『再説』では財産所有制民主主義に対して充実した記述がなされているものの、議論の中核としてきた諸観念は大方維持されており、そこに大きな問題が潜んでいる⁶⁴。最後に、ロールズが詳しく検討しようとしなかった、財産所有制民主主義をよりよく実現するかもしれない制度と、ロールズが議論の前提においているいくつかの観念がもつ問題を指摘しておきたい。

制度に関するものは、経済における民主的コントロールを拡大することである。この点についてS・ウォーリンがロールズを痛烈に批判をしている。ウォーリンは、『政治とヴィジョン』(1960年)に新たに書き下ろした第二部(2004年)において、アメリカの民主政治が陥っている危機と、ロールズの理論の間にある連関を暗に示しながら、その実際の含意に対して全面的な批判を展開し

⁶⁴ 財産所有制民主主義の位置づけの変化とその問題点については[大澤 2010]を参照。

ている⁶⁵。ウォーリンによれば、『正義論』において展開された社会的・経済的不平等に対するロールズの取り組みは、たんに市民を福祉の受給者として捉えており、政治に参加する者としての市民概念が欠けている。

ウォーリンは、自由主義の陥ったジレンマを、「自由主義的原理とその不平等な帰結との間で板挟みとなった」ことに見る。このジレンマは、自由経済と福祉に責任をもつ行政国家とを結びつけたことでさらに解きたいものとなった。なぜなら、「政治的なものの代表としての国家」が不平等の改善を実行するには、十分な程度の自律性をもつことが前提とされるからである。しかし、政治は「経済権力をコントロールする人々が政治過程を通じて企業ないし個人の利益を追求するべく本来的に資格づけられ、また期待されているということを許容し、実際のところ前提としている」[Wolin 2004 : 526/邦訳 672 頁]。

ウォーリンの見るところ、「公共への無関心という文脈のなかで、強力な企業利益と富裕層の諸個人によって支配される反民主政治は、正義と公正に最大の危機をもたらして」いる。自由主義が信任の回復を望むなら、たんに経済的不平等を改善するだけでなく、「権力の不平等とその結果としての優越的地位の活用が競争社会に固有のものである事実と対決すべきであった」。ウォーリンはロールズの言葉をパラフレーズして、それは「正義の民主主義的概念をその自由主義的概念に優越させること」であると述べている。

これは企業支配の政治経済に挑戦することを意味するであろう。正義の民主主義的理論は企業政治経済に代わって役立ち、諸制度、とくにリベラルによって伝統的に支持されている経済制度の根源的変革を目ざす民主化された政治経済を定式化しなければならないであろう [Wolin 2004 : 527/邦訳 673 頁]。

⁶⁵ ウォーリンは、現代アメリカの政体を「経済政体 (economic polity)」、あるいは「政治経済体制 (the political economy)」と呼んでいる。詳しくは [Wolin 1989 : ch.8・9] を参照。ウォーリンとロールズの理論的特質を比較したものに [千葉 1995] がある。

ウォーリンは、革命は避けられないというマルクスの観念を退けつつ、分権的デモクラシーによって資本主義に挑戦するか、(資本主義の) 穏和な無視で民主主義を弱めるか、どちらかの選択に行き着くと指摘する。問題の焦点は私的利益ではなく、「権力システムとしての資本主義」の問題点が、デモクラシーが必要とする公共的文化と調和しない大衆幻想を促進するマスメディアを作りだしてしまい「政治的なもの」を制約しているところにある [Wolin 2004 : 527/邦訳 674 頁]。

ウォーリンからすれば、自由民主主義の危機に対するロールズの処方箋は間違っている⁶⁶。それは「現代立憲民主主義の裏に現れてきている危機と彼が主張したものに対する自由主義的解決策を提起した」のである [ibid., : 529/邦訳 675 頁、強調はウォーリン]。ウォーリンが指摘するように、たしかにロールズは「経済権力の構造」に関して立ち入った分析をしなかった。彼は「経済システムを権力システムとして認め」、それに対して「大衆的抵抗手段」を準備しないことで、資本主義システムとその政治へのいかなる直接的挑戦も避けている [ibid., 532/邦訳 679]。ウォーリンは、ロールズによる不平等の「処理」の仕方について以下のように総括する。

もっとも恵まれない人びと (the least advantaged) という彼の言葉が示すとおり、ロールズは貧困の永続を、著しく不平等な報酬で成り立つ競争的経済構造に内在する権力の根元的に不平等な差異と不可分の政治的問題として考えることをしないであろう。結果として彼は、国家管理的博愛行為 (state-administered philanthropy) を超えて解決策を提示できなかった [ibid., 534/邦訳 681 頁]。

⁶⁶ 自由民主主義は、「デモクラシーの水圧が高すぎるほど高いことを前提にした上で、それをリベラリズムという制御弁によって制御することで、安定的な水流を確保しようとする思想」と言える。デモクラシーにおける無関心の常態化は制御弁が本来の役割を失うことを意味する。「水圧がなくなってしまうと、水流の制御どころではない」 [川崎・杉田編 2007 : 155-6 頁]。ウォーリンは、現代権力が市民を政治的無関心に留め、脱政治化させようとしているとして、それを「反転した全体主義」と表現している。 [Wolin 2004 : ch.16・17]。

たしかにロールズは、経済権力が政治権力を牛耳ることを危惧しているが経済権力そのものに対する分析を展開してはいない。経済における民主主義を拡大する方法としては、ミルの「労働者管理型企業」という考えを示唆するだけである [JF: 178-9/邦訳 310-1 頁]。ロールズは、そのようなものは広まらなかったし、現在もその兆候がそれほどないことを認めている。そうした企業が優位になるように補助金を出し、育成していくべきかどうかは、公正としての正義あるいは何らかの正義の政治的構想により表現される政治的諸価値の観点から見て、利益があるかどうかで判断されるという。たとえば立憲政体のための政治的諸徳性を促進しそうだとか、資本主義的企業の内部で民主主義的要素を拡大することで同じ結果が達成できる場合である。ロールズは「私には答えはまったくわからないけれども、これらの問題が慎重な検討を要することは確かである。正義に適った立憲政体の長期的な見込みは、それらにかかっているのかもしれない」、と述べるにとどまる。

第一の問題と関連する第二の問題は、市場システムそのものに内在するものである。そこには、生まれつきの才能の分配を共同資産と見なすという、ロールズ格差原理がもつ含意の妥当性を損なう問題があるように思われる。G・A・コーエンは、ロールズが、人びとがより高い社会・経済的地位を目指そうとするインセンティブを利用していることを問題視している [Cohen 2000 : ch.8]。ロールズは、市場システムの利点を自分の理論に適う場合は取り入れているのだが、その利点は他の領域における欠点になることがある。たとえば、市場は財の創出とその効率的な分配を達成するために不可欠のものだが、同時に深刻な社会・経済的不平等の源泉でもある。ロールズは市場の威力について楽観的すぎはしないか。また、G・ドッペルトは、ロールズによる私有財産権の範囲の限定の前提となっている、生まれつきの才能の分配を共有財産と見なすことについて、それが資本主義のなかに現れている紛争をさらに掻き立ててしまうだろうと批判している [Doppelt 1990]。ロールズの構想と同じくらいリバタリアンの構想も有力なのであり、ロールズの構想が選択されるかはロールズが考

えているほど明らかではない。われわれの直観、すなわち生まれつきの才能とそこから得たものに対する「値する」という感覚は、リバタリアンの構想とより親和的であり、ロールズは正面からその問題に取り組んではいないのである。

価値の多元化した状況においては、包括的な諸教説の対立はもちろんのこと、社会的・経済的諸制度がどのように作動するのか、また社会政策の帰結の判断・解釈についても深刻な対立が見られる [JF: 2/邦訳 4-5 頁]。ロールズは、価値の多元性という問題と財産所有制民主主義を結びつけて論じるようには思われない。おそらく、そのような状況のもとでも実現可能であると考えているようであるが、彼はわれわれの目の前にある福祉国家あるいは資本主義の現実そのものを考察の主題とはしていない。ロールズの財産所有制民主主義は、福祉国家と比較して規範的な望ましさをもっていると言えよう。しかし、その実現可能性は、十分に明らかではない。

市場システムを民主的に統御する可能性、そして人びとのインセンティブをどのように利用するのかをより注意深く検討することは、福祉国家あるいは資本主義に代わると主張されている財産所有制民主主義の実現可能性を考える上で避けて通れない課題である。それらをこれからの研究課題として本稿を閉じることにはしたい。

[参考文献]

・ロールズの著作

TJ : *A Theory of Justice*, original edition, Cambridge : Harvard University Press, 1971.

PL : *Political Liberalism*, expanded edition, New York : Columbia University Press, 1996.

改訂版 : *A Theory of Justice*, revised edition. Cambridge : Harvard University Press, 1999. (川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論』改訂版、紀伊国屋書店、

2010 年)

CP : *Collected Papers*, edited by Freeman, S. Cambridge : Harvard University Press, 1999. (第 1－第 9 論文は田中成明編訳『公正としての正義』、木鐸社、1979 年に収録)

LP : *Law of Peoples, with “The Idea of Public Reason Revised”*, Cambridge : Harvard University Press, 1999. (中山竜一訳『万民の法』、岩波書店、2006 年)

JF : *Justice as Fairness : Restatement*, edited by Kelly, E. Cambridge : Harvard University Press, 2001. (田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義：再説』、岩波書店、2004 年)

LHPP : *Lectures on the History of Political Philosophy*, edited by Freeman, S. Cambridge : Harvard University Press, 2007. (齋藤純一・佐藤正志・山岡龍一・谷澤正嗣・高山裕二・小田川正典訳『ロールズ政治哲学史講義』、岩波書店、2011 年)

Barry, Brian. (1973) *The Liberal Theory of Justice, : A Critical Examination of the Principal Doctrines in A Theory of Justice by John Rawls*, Oxford : Clarendon Press.

——— (1989) *Theories of Justice*, Berkeley : California University Press.

Byrne, David. (2005) *Social Exclusion*, second edition, Berkshire : Open University Press. (深井英喜・梶村泰久訳『社会的排除とは何か』、こぶし書房、2010 年)

Cohen, Gerald. A. (2000) *If You're an Egalitarian, How Come You're So Rich ?*, Cambridge : Harvard University Press. (渡辺雅男・佐山圭司訳『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなにお金持ちなのですか』、こぶし書房、2006 年)

Cunningham, Frank. (1987) *Democratic Theory and Socialism*, Cambridge : Cambridge University Press. (中谷義和・重森臣広訳『民主主義理論と社会主義』、

日本経済評論社、1992年)

Daggers, Richard. (1997) *Civic Virtues : Rights, Citizenship, and Republican Liberalism*, New York : Oxford University Press.

Dahl, Robert A. (1985) *A Preface to Economic Democracy*, Berkley : California University Press. (内山秀夫訳『経済デモクラシー序説』、三嶺書房、1988年)

—— (2000) *On Democracy*, New Haven & London : Yale University Press. (中村孝文訳『デモクラシーとは何か』、岩波書店、2001年)

—— (2006) *On Political Equality*, New Haven & London : Yale University Press. (飯田文雄・辻康夫・早川誠訳『政治的平等とは何か』、法政大学出版局、2009年)

Daniels, Norman. [ed.] (1975) *Reading Rawls : Critical Studies on Rawls' "A Theory of Justice"*, California : Stanford University Press.

—— (1996) *Justice and Justification : Reflective Equilibrium in Theory and Practice*, Cambridge : Cambridge University Press.

Doppelt, Gerald. (1990) Beyond Liberalism and communitarianism : towards a Critical Theory of Social Justice, in Rasmussen [ed.], *Universalism vs. Communitarianism—Contemporary Debates in Ethics*, The MIT Press. (菊池理夫・山口晃・有賀誠訳『普遍主義対共同体主義』、日本経済評論社、1998年)

Dworkin, Ronald. (2000) *Sovereign Virtue : The Theory and Practice of Equality*, Cambridge : Cambridge University Press. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』、木鐸社、2002年)

Fineman, Martha A. (2004) *The Autonomy Myth : A Theory of Dependency*, New York : The New Press. (穂田信子・速水葉子訳『ケアの絆——自律神話を超えて』、岩波書店、2009年)

Gray, John. (2000) *Two Faces of Liberalism*, Polity Press (松野弘監訳『自由主義の二つの顔——価値多元主義と共生の政治哲学』、ミネルヴァ書房、2006年)

- Gutmann, Amy. [ed.] (1988) *Democracy and the Welfare State*, Princeton : Princeton University Press.
- Hart, H・L・A. (1983) *Essays in Jurisprudence and Philosophy*, Oxford : Clarendon Press. (矢崎光圀他訳『法学・哲学論集』、みすず書房、1990年)
- Kittay, Eva F. (1999) *Love's Labor : Essays on Women, Equality, and Dependency*, New York : Routledge. (岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働——あるいは依存とケアの正義論』、白澤社、2010年)
- Kukathas, Chandran. & Petit, Philip. (1990) *Rawls: A Theory of Justice and its Critics*, Blackwell : Polity Press. (山田八千子・嶋津格訳『ロールズ——「正義論」とその批判者たち』、勁草書房、1996年)
- Kymlicka, Will. (2002) *Contemporary Political Philosophy : An Introduction*, second edition, Oxford : Oxford University Press. (千葉眞・岡崎晴輝ほか訳『新版現代政治理論』、日本経済評論社、2005年)
- Macpherson, C. B. (1973) *Democratic Theory : Essays in Retrieval*, Oxford : Oxford University Press. (田口富久治監修、西尾敬義・藤本博訳『民主主義理論』、青木書店、1978年)
- Meade, James E. (1964) *Efficiency, Equality and the Ownership of Property*, London : George Allen & Unwin Ltd.
- (1975) *The Intelligent Radical's Guide to Economic Policy—The Mixed Economy*, London : George Allen & Unwin Ltd. (渡部経彦訳『理性的急進主義者の経済政策——混合経済への提言』、岩波書店、1977年)
- (1976) *The Just Economy*, London : Allen & Unwin Ltd. (柴田裕・植松忠博訳『公正な経済』、ダイヤモンド社、1980年)
- Mulhall, Steven. & Swift, Adam. (1996) *Liberals and Communitarians*, second edition, Blackwell. (谷澤正嗣・飯島昇藏ほか訳『リベラル・コミュニタリアン論争』、2007年)
- Nozick, Robert. (1974) *Anarchy, State, Utopia*, Oxford : Blackwell. (嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限界』、木鐸社、1992年)

年)

Pettit, Philip. (1997) *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford : Oxford University Press.

Roemer, John E. (1994) *A Future for Socialism*, Cambridge : Harvard University Press.

(伊藤誠訳『これからの社会主義——市場社会主義の可能性』、青木書店、1997年)

—— (1996) *Theories of Distributive Justice*, Cambridge : Harvard University Press.

(木谷忍・川本隆史訳『分配的正義の理論——倫理学と経済学の対話』、木鐸社、2001年)

Sandel, Michael J. (1982) *Liberalism and Limits of Justice*, Cambridge : Harvard University Press. (菊池理夫訳『リベラリズムと正義の限界』、原著第二版、勁草書房、2009年)

—— (1996) *Democracy's Discontent*, second edition, Cambridge : Harvard University Press. (金原恭子・小林正弥監訳『民主政の不満——公共哲学を求めるアメリカ』、勁草書房、2010年)

Sen, Amartya. (1982) *Choice, Welfare, and Measurement*, Blackwell. (大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者——経済学、倫理学的探究』、勁草書房、1989年)

—— (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford : Oxford University Press. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討——潜在能力と自由』、岩波書店、1999年)

Skinner, Quentin. (1981) *Machiavelli*, Oxford : Oxford University Press. (塚田富治訳『マキャヴェッリ——自由の哲学者』、未来社、1991年)

—— (1993) On Justice, the Common Good and the Priority of Liberty, in Mouffe, [ed.] *Dimensions of Radical Democracy*, New York : Verso, 1993.

—— (1998) *Liberty Before Liberalism*, Cambridge : Cambridge University Press. (梅津順一訳『自由主義に先立つ自由』、聖学院大学出版会、2001年)

Van Parijs, Philip. (1995) *Real Freedom for All: What (if anything) can justify*

- capitalism*, Oxford : Oxford University Press. (後藤玲子・齋藤拓訳『ベーシック・インカムの哲学——すべての人にリアルな自由を』、勁草書房、2009年)
- Wilkinson, Richard G. (2005) *The Impact of Inequality, How to Make Sick Societies Healthier*, New York : The New Press. (池本幸生・片岡洋子・末原睦美訳『格差社会の衝撃——不健康な格差社会を健康にする法』、書籍工房早山、2009年)
- Wolff, Jonathan (1990) *Robert Nozick : Property, Justice and the Minimal State*, California : Stanford University Press (森村進・森村たまき訳『ノージック——所有・正義、最小国家』、勁草書房、1994年) .
- Wolin, Sheldon S. (1989) *The Presence of the Past——Essays on the State and the Constitution*, Baltimore : Johns Hopkins University Press. (千葉眞・齋藤眞・山岡龍一・木部尚志訳『アメリカ憲法の呪縛、みすず書房、2006年)
- (2004) *Politics and Vision*, expanded ed. Princeton : Princeton University Press. (尾形典男・福田歓一・佐々木武・有賀弘・佐々木毅・半澤孝磨・田中治男訳『政治とヴィジョン』、福村書店、2007年)
- Young, Iris Marion (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford : Oxford University Press.
- 伊藤恭彦 (2002) 『多元的世界の政治哲学』、有斐閣。
- 井上彰 (2007) 「共和主義とリベラルな平等——ロールズ正義論における共和主義的契機」、佐伯啓思・松原隆一郎編、『共和主義ルネサンス——現代西欧政治思想の変貌』、NTT出版。
- 岩田靖夫 (1990) 『倫理の復権——ソクラテス・レヴィナス・ロールズ』、岩波書店。
- ヴェイユ・S (2010) 富原眞弓訳『根をもつこと』、岩波書店。
- エスピン・アンデルセン・G (2001) 渡辺雅男・渡辺景子訳『福祉国家の可能性——改革の戦略と理論的基礎』、桜井書店。
- 大澤津 (2011) 「分配の原理と分配の制度」、政治思想学会編『政治思想研究第

- 11号——福祉社会と政治思想』、風行社。
- ガルブレイス・J・K (1992) 中村達也訳『満足の文化』、新潮社。
- 川本隆史 (1997) 『ロールズ——正義の原理』、講談社。
- カント・I (2002) 樽井正義・池尾恭一訳『カント全集 11——人倫の形而上学』、岩波書店。
- 菊池理夫 (2011) 『共通善の政治学——コミュニティをめぐる政治思想』、勁草書房。
- 齋藤純一編 (2011) 『〈政治の発見〉第三巻：支える——連帯と分配の政治学』、風行社。
- 塩野谷祐一 (2002) 『経済と倫理——福祉国家の哲学』、東京大学出版会。
- セン・A、後藤玲子 (2008) 『福祉と正義』、東京大学出版会。
- 田中秀夫・山脇直司編 (2006) 『共和主義の思想空間』、名古屋大学出版会。
- 千葉眞 (1995) 『ラディカル・デモクラシーの地平——自由・差異・共通善』、新評論。
- デュピュイ・J・P (2003) 米山親能・泉谷安規訳『犠牲と羨望——自由主義社会における正義の問題』、法政大学出版会。
- 中島徹 (2007) 『財産権の領分——経済的自由の憲法理論』、日本評論社。
- 濱真一郎 (2008) 『バーリンの自由論——多元論的リベラリズムの系譜』、勁草書房。
- 福間聡 (2007) 『ロールズのカント的構成主義——理由の倫理学』、勁草書房。
- 宮寺晃夫 (2006) 『教育の分配論——公正な能力開発とは何か』、勁草書房。
- 宮本太郎編 (2010) 『自由への問い (2) 社会保障——セキュリティの構造転換へ』、岩波書店。
- 森村進 (1995) 『財産権の理論』、弘文堂。
- (1997) 『ロック所有論の再生』、有斐閣。
- リース・J (1975) 半澤孝磨訳『平等——真の原理とは何か』、福村書店。
- 渡辺幹雄 (2000) 〈増補新装版〉『ロールズ正義論再説——その全体系の批判的考察』、春秋社。

—— (2007) 『ロールズ正義論とその周辺——コミュニタリアニズム、共和主義、ポストモダニズム』、春秋社。